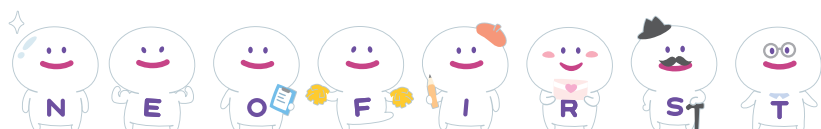




ネオファースト生命
アニュアルレポート

ANNUAL REPORT 2025



ネオファースト生命

コンテンツ

コンテンツ／オリジナルキャラクター紹介	1
ネオファースト生命の経営理念	3
トップメッセージ	4
2024年度の当社事業の概況	5
ネオファースト生命の取組み	
お客さま第一の業務運営	7
商品ラインアップ	8
新商品の発売・商品の改定概要／商品開発体制	9
ご契約前・ご契約時・ご契約後の情報提供	10
各種サービスの提供	11
お客さまの声を活かす取組み／「お客さまアンケート」の実施	14
適切に保険金などをお支払いするための取組み	15
サステナビリティの推進	16
当社グループ出向者による個人情報等の漏えい事案を踏まえた再発防止策	17
各種お問い合わせ先	巻末

オリジナルキャラクター紹介

社名ロゴから生まれた「ネオちゃんず」。8人それぞれに役割と想いがあります。

「まっさらな気持ちで挑戦していこう。みんなで未来を創ろう。」というネオファースト生命のつよい想い。
それがまっしろで、まあい8人の仲間たちを育てました。ひとりひとりの個性をいかして、
みなさまの健康な毎日を応援していきます。



Nくん

新しいことが大好き！
好奇心旺盛にいろいろなものにチャレンジ。
いつも明るく、みんなをまとめるリーダー役！

好きな食べ物：新米
一言メモ：すべての雑誌を毎月チェック

New



Eくん

元気満タン、健康第一！
身体を鍛えることが大好きな熱血キャラ。
いつかみんなで夕日にむかって走りたい！

好きな食べ物：エナジードリンク
一言メモ：1000kgのバーベルだってお手のもの

Energy



Oくん

おだやかな、聴き上手！
広い心でみんなを受けとめ、やさしく見守って
くれる。「ネオファースト見聞録」をつくるのが夢。

好きな食べ物：アジの開き
一言メモ：「なるほど」が口癖

Open



Fちゃん

みんなで楽しむことが大好き！
スケジュールは3ヶ月先までいっぱい。
思い出たっぷりのアルバムが宝物。

好きな食べ物：BBQ
一言メモ：チアリーディングに夢中！

Fun



Iちゃん

ひらめき、アイデアマン！
素敵なことを次々思いつく天才肌。
失敗しても気にしない、ポジティブな一面も。

好きな食べ物：創作料理
一言メモ：座右の銘「失敗は成功のもと」

Idea



Rちゃん

つながりが、いちばん大事。
人なつこく、みんなの妹的存在で、
うわさ話もだいすき！

好きな食べ物：おいしいおみやげ
一言メモ：メールより、お手紙派

Relation



Sさん

スマートで、物知りの紳士。
豊かな人生経験をいかして、
いつも賢く完璧なアドバイスをくれる。

好きな食べ物：ブラックコーヒー
一言メモ：考えごと中に、ヒゲをさわるクセがある

Smart



T氏

信頼を大事にする、頼れるお兄さん。
約束を必ず守ってくれる。「メガネのくもりは、
心のくもり」と、毎日メガネはピカピカに。

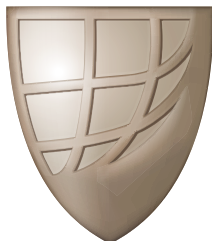
好きな食べ物：有機野菜
一言メモ：口の堅さには、定評あり

Trust

グループ会社一覧

第一生命グループ

日本初の相互会社として第一生命が創業して以来、時代の変化に応じてお客さまや社会に選ばれ続けるために常に変革を続け、株式会社化や持株会社体制への移行など経営体制を強化するほか、国内でのマルチブランド・マルチチャネル体制や海外各国への事業展開などにいち早く着手してきました。現在では、強固な事業基盤と多様性を兼ね備えたグローバルなグループに成長しています。将来にわたって、すべての人々が世代を超えて安心に満ち、豊かで健康な人生を送れるwell-being(幸せ)^{※1}をお届けすることをグループ一丸となって目指してまいります。



第一生命
ホールディングス

国内保険事業

 第一生命

 第一フロンティア生命

 ネオファースト生命

 第一スマートほけん

 ipet アイペット
損害保険株式会社

海外保険事業

 Protective

 TAL

 partners life

 DAI-ICHI LIFE
Gân bó dai lâu.

 Dai-ichi Life
Cambodia
សម្បទានុវត្ត

 Dai-ichi Life
Myanmar
တရားဝင်သေချာမှု

 M & G ^{※2}

 Star Union Dai-ichi
Life Insurance

 Panin Dai-ichi Life
By your side, for life

非保険事業

 Benefit one

 Asset
Management
One

 第一ライフ丸紅リアルエステート株式会社

 Vertex
Investment Solutions

 TOPAZ

 CANYON
PARTNERS, LLC

 M & G ^{※2}

 CAPULA

 DLTX

※1.世界保健機関(WHO)はwell-beingを「肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」と定義しており、第一生命グループも世界中の一人ひとりが、安心に満ち、豊かで健康な人生を送り、幸せな状態であるよう、事業を通じて貢献していきます。

※2.発行済株式の15%超取得等を要件に、第一生命ホールディングス株式会社の関連会社となる予定です。

ネオファースト生命の経営理念

新中期経営計画がスタートするにあたり、第一生命グループが目指す新たな未来への指針として、グループ共通の「パーパス(存在意義)」と「バリューズ(価値観)」を策定しました。また、パーパスを実現するにあたり、国内保障分野で事業を営む当社の目指す姿として、「ビジョン(目指す姿)」を定めました。

Purpose

私たちの社会における
存在意義

共に歩み、未来をひらく
多様な幸せと希望に満ちた世界へ

Vision

私たちの目指す姿

”生命保険から人生保険へ”
小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。

Values

私たちの大切にする
価値観

いちばん、人を考える
まっすぐに、最良を追求する
まっさきに、変革を実現する



Brand Message

私たちを象徴する
メッセージ

一生涯のパートナー
”「あったらいいな」をいちばんに。”

ネオファースト生命

トップメッセージ

平素より、ネオファースト生命に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は第一生命グループの一員として、『一生涯のパートナー』『あったらいいな』をいちばんに。』というブランドメッセージのもとに、お客さま一人ひとりのニーズに寄り添い、来店型保険ショップ、訪問型代理店等の保険代理店や銀行等の金融機関等を通じて、健康増進に資する商品・サービスをお届けしてまいりました。

近年、私たちを取り巻く、事業環境の変化には、目まぐるしいものがあります。人口減少や価値観の多様化、デジタルネイティブ世代の台頭に加え、生成AIをはじめとするテクノロジーの進化が、生命保険に求められる役割を大きく変えつつあります。こうした変化に対応し、生命保険に求められる役割や、お客さま・代理店の皆さまへの付加価値のあり方についても見つめなおし、より高い付加価値を提供するため、私たちは常に挑戦と進化を続けています。

昨年度、第一生命グループは、今後もステークホルダーの皆さまから必要とされ続ける存在となるため、社会における存在意義や目指す姿を再定義したグループパーパス“共に歩み、未来をひらく 多様な幸せと希望に満ちた世界へ”を新たに制定しました。

これを踏まえ、当社は2024年10月に新たなビジョン「生命保険から人生保険へ」小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。」を策定しました。これまでの生命保険は、大きなリスクに備えるものでしたが、多くの場合、大きなリスクは、小さな不安への適切な対処を後回しにすることで顕在化します。お客さまが日々の生活で感じる、健康やお金、家族の気がかりといった小さな不安にも寄り添い、お客さまの長く健やかな人生の実現をお手伝いできるパートナーでありたい。このビジョンには、そのような思いが込められています。

そして、パーパスの実現に向けた取組みの一つとして、第一生命グループは、2026年4月に持株会社の商号を変更することを決定しました。

新たな商号である「株式会社第一ライフグループ」の「ライフ/Life」は、生命保険や生命という狭義の“Life”にとどまらず、人々の人生や日々の生活というより広い意味での“Life”を意味しており、当社グループが引き続きお客さま一人ひとりに寄り添い、多様な「人生の可能性をひらく」企業となり、世界の人々やその生活に貢献するというパーパスに込めた想いを表しています。

また、これに伴い、当社の商号も「第一ネオ生命」へと変更します。ネオ(Neo)はギリシャ語で「新しい」を意味する言葉で、今までと変わらず、お客さまのニーズを先取りし、これまでになかった新しい安心や満足をお届けするだけでなく、グループ一丸となって未来に向けて進化していくことを目指してまいります。

こうした想いの実現に向けて、2024年度は、無理のない保険料で最適な充実した保障(コストパフォーマンス)と、オンラインで迅速で簡単に完結する親身なサポート(タイムパフォーマンス)といったお客さまへの体験価値の向上を実現するための取組みを行いました。さらには、生命保険領域にとどまらない「保険サービス業」への進化に向けて、2024年10月には、高度なITスキルを保有するエンジニア組織「デジタルエンジニアリング部」を新設し、生成AIや多様なデータを活用して保険サプライチェーン全体のDX推進や、ビジョンを体現する小さな人生不安にも向き合う保険サービス創出等に取り組んでいます。また、今後は、様々なコミュニティとも連携を深め、これまで接点のなかったお客さまにも私たちの価値をお届けしていきます。

これからも、お客さま、代理店の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さま、そして保険業界の発展に貢献できるよう、社員一同、一層努力してまいります。

今後とも、変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2025年7月

ネオファースト生命保険株式会社

代表取締役社長 **上原 高志**



2024年度の当社事業の概況

当社は、2030年に目指す企業価値・事業規模からバックキャストして策定した第4次中期経営計画を2024年よりスタートしました。

また、2030年に目指す姿の実現に向けて、中長期ビジョンの解像度・実効性をより高める観点から、また、第一生命グループのパーパス・バリューズと当社理念を一体として浸透を図る観点から、2024年10月に経営理念を改定しました。目の前のお客さまに向き合い、課題を解決するところからヒントをいただき、新たな市場創造へと繋げていくとの考えのもと、ビジョン「『生命保険から人生保険へ』小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。」を掲げ、経営理念の浸透に取り組みました。一方、経営目標である単年度黒字早期化および企業価値向上の実現に向けては、2024年度は「コストパフォーマンス&タイムパフォーマンス」のベネフィットの訴求によるトップライン成長を図るとともに、営業生産性・事業費効率の徹底的な改善に向けた取組みを推進しました。

商品面では、「無理のない保険料で最適で充実した保障（コストパフォーマンス）」を提供すべく、商品ブランドコンセプト「ちょうど、ちゃんと、いい保険。」を掲げ、2024年8月に医療保険「ネオdeいりょう」を改定しました。この改定では、短期化する傾向にある入院に効率よく備えるための短期入院10日給付特則の新設や、生活習慣病の早期治療を促すために高血圧性疾患や糖尿病等により薬剤治療を受けた際に給付金をお支払いする「生活習慣病重症化予防特約」の新設等の対応を実施しました。

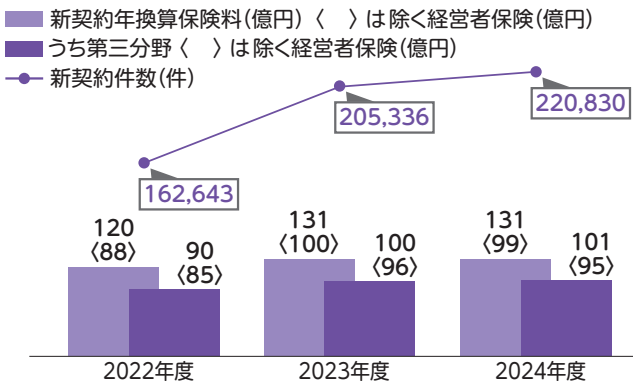
サービス面では、各種手続きのデジタル化も推進し、お客さまの「タイムパフォーマンス」向上に向けた取組みを行いました。具体的には、コンタクトセンターへの入電時にWebマイページでのお手続きを希望するお客さまへ、お客さまご自身のスマートフォンからのお手続きをご案内する「ビジュアルIVR（自動音声応答システム）サービス」を2024年7月より開始しました。また、申込時の告知と同時に医学的査定結果が即時にわかる「デジタル告知」を2024年12月より開始しました。

代理店を通じてより多くのお客さまへ当社商品・サービス等をお届けできるよう、リモートでの支援・指導を実施するとともに、対面での営業体制を見直し、乗合代理店チャネルでの営業推進を効率的・効果的に進めるよう取り組みました。また、ダイレクト販売・デジタルマーケティング機能を強化し、2024年8月より業務を開始しました。さらには、当社ビジネスと親和性のある団体との提携や新たな異業種パートナーとの協業等の取組みを推進し、新たなお客さまとのタッチポイントの創出を実現することで、新たな市場の創造にも取り組みました。

お客さま手続き・対応等のデジタル化をさらに進めるとともに、当社事業の持続的な成長を実現するための競争力の確保を目的に、人手を介した事務作業を前提としていた業務プロセスを変革し、事業費効率化に資するDXへの優先投資および業務プロセスの再構築等により事業費削減への取組みを推進しました。

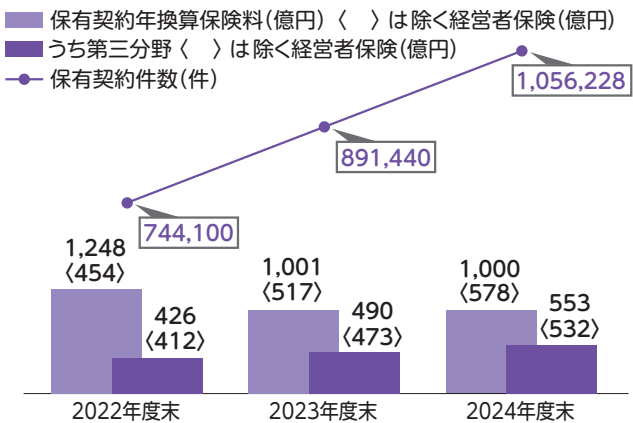
新契約件数・新契約年換算保険料

2024年度の新契約件数は220,830件、新契約年換算保険料は131億円となりました。また、経営者保険を除く新契約年換算保険料は99億円となりました。



保有契約件数・保有契約年換算保険料

2024年度末における保有契約件数は1,056,228件、保有契約年換算保険料は1,000億円となりました。また、経営者保険を除く保有契約年換算保険料は578億円となりました。



ソルベンシー・マージン比率

2024年度末ソルベンシー・マージン比率^{※1}は2,081.5%と十分な水準を維持しています。

(単位：%)

2024年度末

2,081.5%

項 目	2022年度末	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン比率	4,329.0	2,958.5	2,081.5

※1.ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して「支払余力」がどの程度カバーされているかを示す行政監督上の指標の一つです。具体的には、保険金などの支払いに関わるリスクや資産運用に係るリスクなど、多様なリスクが通常の予測を超えて発生した場合、資本や内部留保などの合計（ソルベンシー・マージン総額）で、これらのリスクをどの程度カバーできているかを指数化したものです。

基礎利益・実質純資産額・責任準備金の積立状況

2024年度の基礎利益^{※2}は、△52億円（前年度△9億円）となりました。また、順ざや^{※3}は3億円（前年度△0億円）となりました。

※2.基礎利益とは、保険料収入や保険金・事業費支払などの保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標です。

※3.生命保険会社は、資産運用による収益を予め見込んだ「予定利率」により、保険料を割り引いて計算しており、毎年割り引いた分に相当する金額である「予定利息」を運用収益等で確保する必要があります。この「予定利息」を実際の運用収益で確保できている状態を「順ざや」、確保できていない状態を「逆ざや」といいます。

2024年度末の実質純資産額^{※4}は、745億円（前年度末730億円）となりました。

※4.実質純資産額は、時価ベースの実質的な資産から資本性のない負債を差し引いたもの、つまり、時価評価後の実質的な自己資本を指し、保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つです。

2024年度末の責任準備金残高^{※5}は、2,829億円（前年度末2,683億円）となりました。

※5.責任準備金は、将来の保険金などの支払いに備える準備金のことで保険業法により積立てが義務づけられています。



ネオファースト生命の取組み

お客さま第一の業務運営

私たち第一生命グループは、グループ理念において「一生涯のパートナー」を掲げ、グループ行動規範のもと、経営品質の絶えざる向上に取り組んでいます。

お客さま一人ひとりの「幸せ」を想い、その人生に寄り添う最良のパートナーとして選ばれ続けるため、私たちが考える「お客さま第一」を本方針に掲げ、グループ内に共有・浸透を図り、「お客さま第一の業務運営」を推進していきます。

お客さま第一の業務運営方針

- 1** 私たちは、お客さまに最良のサービスをお届けします。「一生涯のパートナー」として、お客さまの安心に満ちた豊かで健康な人生の実現をお手伝いすることこそが使命であり、これに寄与しないサービスの提供はいたしません。
また、最良のパートナーたるために高い専門性と職業倫理を持って誠実かつ公正に業務に取り組むとともに、お客さまとのあらゆる接点において、お客さまに選ばれる商品・サービスを目指し、また、その品質を高めていきます。
- 2** 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反の防止に関する方針・ルールを定め、そのおそれがある取引について適切な管理を行います。
- 3** 私たちは、お客さまの真のご理解につながるよう、商品・サービス、また、それらがお客さまの最善の利益に適っているかを確認・検証する態勢や運用体制等に関する重要な情報について、その特性を踏まえ分かりやすくご提供します。
- 4** 私たちは、お客さまとのあらゆる接点を通じて、お客さまニーズの理解に努めます。
また、お客さまがまだ気づかれていない潜在的な価値も含め、あらゆる接点を通じてお客さまのwell-beingの実現に資する商品・サービスをいち早くご提供し、お客さま満足の向上を図るとともに、長期的な視点にも配慮した定期的・継続的な情報提供、フォローアップについても、お客さまのご意向を踏まえて適切に行います。
- 5** 私たちは、本方針に基づく業務運営の推進に向け、お客さま接点業務を担う従業員・保険代理店による業務運営の状況を適切に検証・評価するとともに、お客さま接点業務を担う従業員・保険代理店を支援していくための必要な体制を構築します。

お客さま第一の業務運営方針に基づく具体的取組み

当社は、お客さまからさらにご支持をいただける保険会社として進化し続けることを目的に、「お客さま第一の業務運営」に係る具体的な取組み状況を「見える化」し、また、お客さまからの評価等を真摯に受けとめ、業務の品質向上やその取組みのスピードを加速させるとともに、その状況を積極的に公表しています。

詳しくは当社Webサイト(<https://neofirst.co.jp/customer-first.html>)をご覧ください。



(2025年7月1日現在)

病気がけがによる入院に備えたい	入院や治療に伴う費用負担に備えられる医療保険	無解約返戻金型終身医療保険  【保険ショップ・金融機関などでお取扱している商品】	健康状況が所定の基準を満たすと、保険料が安くなります。 ^{※1}
	引受基準を緩和した、入院や治療に伴う費用負担に備えられる医療保険	無解約返戻金型終身医療保険(引受基準緩和型)   【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】 【みずほ銀行でお取扱している商品】	健康維持で保険料が割引になります。 ^{※2}
健康に不安がある人も入りやすい	死亡・高度障害状態・障害状態・要介護状態・三大疾病の保障を選べる収入保障保険	無解約返戻金型収入保障保険(2023)   【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】 【みずほ銀行でお取扱している商品】	健康診断結果や喫煙状況次第で保険料が安くなります。 ^{※3}
	万一のときの保障をライフステージにあわせて一定期間準備できる死亡保険	無解約返戻金型定期保険  【Webサイトでお取扱している商品】	手頃な保険料で万一の保障を確保できます。
万一に備えたい	多様化するがん治療に生涯備えられる保険	無解約返戻金型終身がん保険   【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】 【みずほ銀行でお取扱している商品】	過去1年以内にたばこを吸っていない方は保険料が安くなります。 ^{※4}
	所定の生活習慣病に備えられる保険	無解約返戻金型特定生活習慣病入院一時給付保険(2020)  【保険ショップ・金融機関などでお取扱している商品】	健康年齢 ^{※5} が若くなるほど保険料が安くなります。 ^{※6}
	三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)の治療に生涯備えられる保険	無解約返戻金型三大疾病一時給付保険  【保険ショップ・金融機関などでお取扱している商品】	過去1年以内にたばこを吸っていない方は保険料が安くなります。 ^{※4}
	三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態)および万一にも備えられる終身保険	低解約返戻金型特定疾病保障終身保険   【保険ショップ・右記以外の金融機関などでお取扱している商品】 【みずほ銀行でお取扱している商品】	過去1年以内にたばこを吸っていない方は保険料が割引になります。 ^{※7}

- ※1. 本商品において、健康保険料率が適用された場合、適用されない場合と比べて保険料が安くなります。
- ※2. 本商品において、健康割引特則が適用された場合、適用されない場合と比べてご契約日から5年後以降の保険料が安くなります。
- ※3. 本商品において、健康状態(BMI・血圧)や喫煙状況が当社の定める基準を満たしている場合、満たしていない場合に比べて保険料が安くなります。
- ※4. 本商品において、非喫煙者保険料率が適用された場合、適用されない場合と比べて保険料が安くなります。
- ※5. 健康年齢とは、健康年齢判定日において、ご契約の保険料を計算する基礎として被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定される年齢のことをいいます。健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。
- ※6. 本商品において、健康年齢が若くなるほど主契約の更新後の保険料が安くなります。
- ※7. 本商品において、非喫煙者割引特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料が安くなります。

認知症に一時金で
備えられる保険

無解約返戻金型認知症保障保険

認知症保険 **to smile**

【保険ショップ・金融機関などでお取り扱いしている商品】

70歳時に20本以上の歯が残っていれば、以後の保険料が割り引かれます。^{※8、※9、※10}



各種商品の詳細、法人向け商品の一覧についてはこちら



新商品の発売・商品の改定概要

2024年8月

「ネオdeいりょう」を改定しました。

改定のポイント

1. 10日以内の入院をした場合に一律10日分の入院給付金をお支払いする「短期入院10日給付特則」の新設
2. 手術保障の給付金額を入院給付金日額に連動させるわかりやすい仕組みの「手術保障特則」の新設
3. 終身の死亡保障をより一層準備しやすくするため、「死亡保障特則」の給付倍率の上限を引き上げ
4. 20～40代を中心とした保険料引き下げ
5. 高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣病による薬剤治療を受けた場合に給付金をお支払いする「生活習慣病重症化予防特約」の新設



2025年2月

「ネオdeきぎょう重度がんプラス」(法人向け商品)を発売しました。

商品の特長

1. 万一のときや、重度のがん^{※11}と診断されたときの事業保障の確保が可能
2. お客様のニーズに応じて「解約返戻金あり型」「解約返戻金なし型」を選択可能
3. 簡単なお手続きでのお申し込みが可能



※8. 死亡保障特則の保険料を除きます。

※9. 永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数が20本以上である場合、歯数割引特則が適用され、以後の保険料が割り引かれます。

※10. 契約年齢が70歳以上の場合、歯数割引特則が適用されず、保険料は割り引きされません。

※11. 重度のがんとは、つぎのいずれかに該当するがんをいいます。

・がんの病期(ステージ)分類^{※12}によりⅢ期またはⅣ期に分類されるがん(ただし、乳房・前立腺・甲状腺のがんは、Ⅳ期に分類される場合に限りです。)

・がんの病期(ステージ)分類のない所定のがん

※12. がんの病期(ステージ)分類とは、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」に定められた「病期分類」をいいます。

(注) 上記は商品の概要を説明したものであり、契約にかかわるすべての事項を記載したものではありません。

ご加入をご検討の際は、「商品パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

商品開発体制

- ・お客さまにとってより良い商品をお届けできるよう「商品開発に係る基本方針」を定め、お客さまの真のニーズの把握とそれに合致した商品開発、お客さまの保護、利便および公平性の確保等の態勢の強化に努めています。
- ・新商品の開発や発売後の商品のフォローアップにあたっては、関連する各部門が相互牽制機能を発揮しながら商品開発等を検討する「商品開発会議」などで議論を重ね、その内容は「経営会議」や「取締役会」にも報告等をする体制を整えています。

お客さま

お客さまアンケート
コンタクトセンター
代理店等
を通じて寄せられた
お客さまの声

より良い商品のお届け

取締役会
経営会議
商品開発会議
(関連する各部門が相互牽制機能を発揮しながら商品開発等を検討する会議体)
商品開発部門

報告・議論

ネオファースト生命

当社商品開発体制

ご契約前・ご契約時・ご契約後の情報提供

当社では、商品・サービスなどに関する重要な情報について、ご契約前・ご契約時・ご契約後の各タイミングで、お客さまにご理解いただけるよう商品・サービスなどの特性を踏まえ、分かりやすく提供しています。

ご契約前・ご契約時

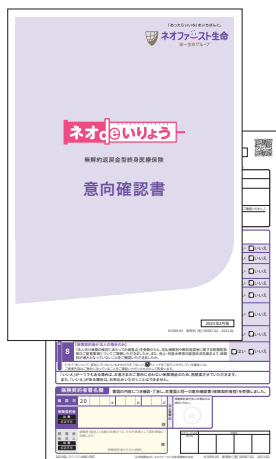
「商品パンフレット」

商品の仕組みや特長、保障内容について分かりやすく記載した資料です。



「意向確認書」

お申込みいただく商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認いただくための書面です。



「重要事項説明書

（契約概要・注意喚起情報）」

「契約概要」

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」

お申込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。



「ご契約のしおり・約款」

ご契約についての重要事項などぜひ知っていただきたい事項を分かりやすく説明した「ご契約のしおり」と、ご契約からお支払いまでのさまざまな取り決めに記載した「約款」です。



ご契約後

「生命保険証券」

ご契約内容をお知らせするとともに、保険金・給付金などのお支払事由やご請求について分かりやすく記載しています。

「マイページでの『ご契約内容の確認』メニュー」

いつでもどこでも、ご契約内容の確認がいただけるよう、マイページ*にて「ご契約内容の確認」メニューを提供しています。

*マイページは、ご利用条件がございます。

「ご契約内容のお知らせ」(年に1度のネオレター)

ご契約内容などをお知らせする資料です。1年に1度お送りします。

「Web通知サービス」開始に伴い、マイページ*へお届けも行っていきます。

1年組み立て保険のご契約者さまには、「更新手続きのご案内」を、毎年更新日の2カ月前にお送りします。

ご契約者さまにご契約内容を明示のうえ、更新日での契約内容の見直しについてご案内しています。

ご契約前・ご契約時・ご契約後

「公式Webサイト」

当社の経営状況に加え、ニュースリリース、商品の概要、各種手続き方法などを掲載し、適時・適切な情報開示に努めています。



「アニュアルレポート」(本冊子)

保険業法第111条に基づくディスクロージャー資料です。当社の業績や財務状況について掲載しています。



■お客さまに寄り添ったコンタクトセンター運営

当社コンタクトセンターでは、お客さまの「一生のパートナー」を目指し、お客さま一人ひとりの期待に誠実に応えられるよう研修などを行い、対応品質向上に努めています。お客さまからのお問い合わせやご要望に対しては、アドバイザーが分かりやすく丁寧にご案内し、お客さま満足のさらなる向上を目指します。

〈コンタクトセンターの客観的な評価について〉

当社コンタクトセンターは、サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人HDI-Japanの格付け調査において、2007年度から2024年度まで18年連続で国内最高評価を示す「三つ星」を獲得しました。

HDI-Japanが実施するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、「素早い解決だけでなく、心地のよいサポートを提供しており、ホスピタリティの高さが表れている。」「質問に答えるだけでなく、顧客の心情や状況、問い合わせに至った背景を気にかけての親身な対応である。」「顧客に合わせながらもしっかりと対応をリードし、頼もしく解決に導くプロフェッショナルな対応である。」との評価を頂きました。

当社は、今後も「お客さま第一の業務運営方針」のもと、お客さまに安心感・納得感を持っていただけるよう努めていきます。



会社の“顔”として、お問い合わせに対する正確な回答、状況に寄り添う対応を心がけており、お客さまから感謝のお言葉をいただくこともあります。引き続き、有人対応ならではののご案内ができるよう取り組んでまいります。

コミュニケーション推進部 コンタクトセンター チーフ
小林 文穂

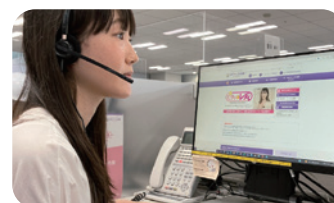
■AIボイスボットサービス

AIを実装した自動音声応答システムにより、24時間365日、受け付けしております。お客さまとの「つながりやすさ」を向上させるとともに、お客さま利便性向上を図っています。

対象手続き	
控除証明書の再発行(10月～3月)	保険料支払方法変更書類の発送
保険料払込票の発送	住所・電話番号の変更手続き
クレジットカードへの再請求	給付金請求書類の発送

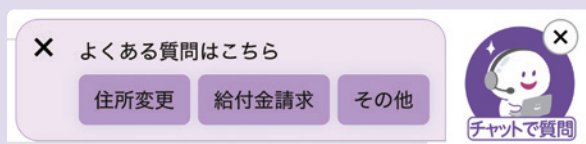
■コールバック予約サービス

コンタクトセンターの受付時間外にAIボイスボットで手続きが完了しなかった場合、当社からの連絡をご希望のお客さまに連絡日時を専用サイトから予約していただけます。ご予約いただいた日時に、当社コンタクトセンターのアドバイザーがご連絡します。



■チャットボットサービス

Webサイト上のチャットボットをご使用いただくことにより、各種お手続きに関するお問い合わせについて、24時間365日いつでも、スピーディーに回答します。



■ Web通知サービスの開始

2025年4月に「Web通知サービス」がマイページにてご利用可能となりました。
「Web通知サービス」をご利用いただくことで、当社からの通知をスマートフォンやパソコンからいつでもどこでもご確認いただけます。

※「Web通知サービス」の詳細は右記QRコード、
もしくは以下リンクより、ご確認ください。
<https://neofirst.co.jp/customer/webnotice/description.html>



「Web通知サービス」のメリット

確認したい時にいつでも！
**スマホやパソコンで
確認可能！**



紙の使用量やCO2排出量の削減につながる
**ペーパーレスで
環境にやさしい**



■ マイページの利便性向上

「Web通知サービス」の開始に伴い、「Web通知の確認・通知受取方法変更」のメニューがご利用可能となりました。

利用可能な お手続き	給付金の請求※	住所・電話番号の変更	払込方法・回数の変更※
	改姓(姓の字体訂正含む)	契約者・死亡保険金受取人・指定代理請求人の変更※	
	契約の更新	契約内容ご案内制度の登録・変更・解除	
	契約の解約	生命保険料控除証明書の再発行・電子発行	
	通知受取方法変更 New		
その他メニュー	ご契約内容の確認	Web通知の確認 New	

マイページでのお手続きは、書類の取り寄せや記入・返送が不要となり、オンラインで迅速でかんたんに完結します。
今後も、よりわかりやすく・使いやすいマイページへの改善を実施してまいります。



■ 契約内容ご案内制度・保険管理アプリ「うちの保険」の利用推奨

契約者以外の保険契約関係者(被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人)からのお問い合わせ時に、契約者に回答可能な範囲で契約内容をご案内できる制度(契約内容ご案内制度)の取扱いと、お客さまが平易に保険契約情報を家族共有できる仕組み(保険管理アプリ「うちの保険」)の利用推奨をしています。

◎ 契約内容ご案内制度

被保険者、保険金等の受取人、指定代理請求人の方からの電話でのお問い合わせに、契約者に回答可能な範囲でご回答することが可能となります。ご利用にはお申込み(無料)が必要です。

契約内容の開示		契約内容ご案内制度	
		申込みなし	申込みあり
契約関係者	契約者	○※1	○※1
	被保険者	—	○※2
	保険金等の受取人	—	○※3
	指定代理請求人	—	○※3
災害時における指定代理請求人への安否確認		—	○※4

- (※1)被保険者のセンシティブ情報は除きます。
(※2)契約者のセンシティブ情報は除きます。
(※3)契約者、被保険者のセンシティブ情報は除きます。
(※4)指定代理請求人の連絡先登録が必要です。

◎ 保険管理アプリ「うちの保険」

2023年4月末より、当社が利用推奨している保険管理アプリ「うちの保険」に“保険会社とつながる”機能が追加されました。「うちの保険」から当社マイページに接続する場合、当社マイページの認証不要でご利用いただけるようになりました。

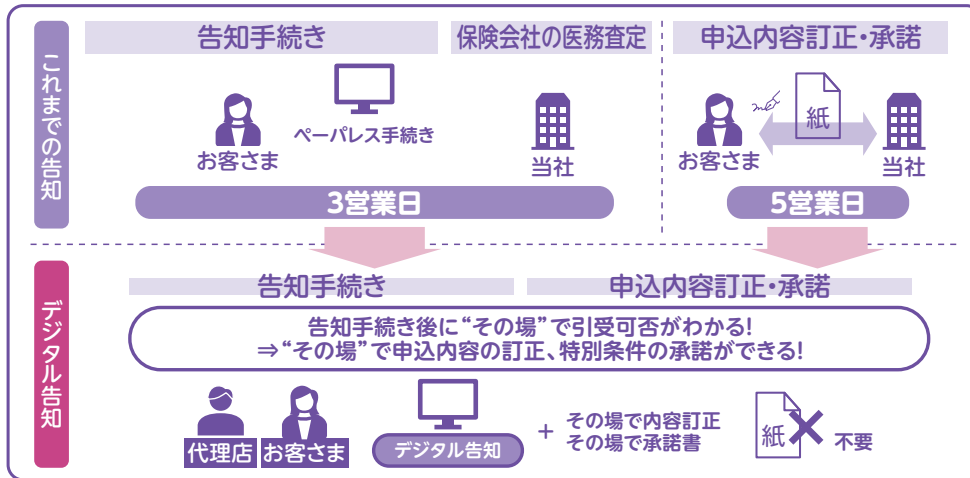


※保険管理アプリ「うちの保険」はiChain株式会社提供のスマートフォンアプリです。

■「デジタル告知」の導入

「デジタル告知」とは、お客さまにとっての利便性（タイムパフォーマンス）向上を目的として、申込時の告知と同時に医学的査定結果が即時にわかり、その場で申込内容の訂正、特別条件の承諾ができる新たな手続きサービスの仕組みです。

新契約手続きにかかる時間を短縮！



お客さまへさらなるタイムパフォーマンスを体験価値としてお届けするため、「デジタル告知」の対象商品の拡大や、よりスムーズな告知手続きを実現できるよう取り組んでまいります。



お客さまサービス部 新契約サービス課
ラインマネジャー

長谷川 由子

あんしん&けんこう ネオサポート のご案内

その他にも、お客さまの保険手続きのサポートや健康増進・QOL向上に向けた各種サービスを取り揃えています。各サービスの詳細については、当社Webサイトをご覧ください。

— 健康に不安があるときや病気・万一のときの **あんしん**を支えるサービス —



— 毎日の **けんこう**を支えるサービス —



※一部のサービスについては諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

2025年5月時点

トピックス

■デジタルエンジニアリング部を新設!

当社は2024年10月に、保険サプライチェーン全体のDXおよび効率化に向け、「デジタルエンジニアリング部」を新設しました。

デジタルエンジニアリング部は、IT分野における高度な専門スキルと経験を有する人財によって構成された専門組織です。

最新テクノロジーを活用したITシステム全体の最適化に向けた取組みを加速し、業界においてデジタルに強みを発揮する企業を目指します。



お客さまの声を活かす取組み

■お客さまの相談・苦情等への対応基本方針

1. お客さまからの相談・苦情などへの対応を最優先の課題と認識し、迅速、適切、かつ誠実に対応します。
2. お客さまからの相談・苦情などを、商品・サービスや業務の品質向上に積極的に活かします。
3. お客さまが利用しやすい受付窓口を整備するとともに、お客さまが必要な情報を積極的に提供します。
4. お客さまからの相談・苦情などをもとに、お客さまサポートなど管理態勢を継続的に見直し、改善していきます。

■お客さまの声を活かすための組織・体制

当社は、お電話や各種アンケートなどで承ったお客さまの声を「承り票」で漏れなく集約し、速やかな対応と改善策を検討する態勢を構築しています。また、全社横断的なメンバーで構成する「お客さま第一推進分科会」を設置し、ご契約時や保険金などのお支払時の適正な業務運営のあり方、および、承ったご意見・ご要望をお客さま満足の向上に活かすための対応策を組織的に検討しています。

なお、当社では「お客さまの声」を積極的に会社経営に活かすことを目的に、コミュニケーション推進部にお客さま第一推進課を設置し、日々、業務の品質向上・改善活動に取り組んでいます。

■2024年度お客さまの声(苦情)の件数

苦情分類	主な事例	件数(件)	全体に占める割合(%)
新規のご加入に関するもの	登録の電話番号・住所について	468	27.5
保険料のお支払いに関するもの	保険料の引き落としについて	143	8.4
ご契約内容の変更などのお手続きに関するもの	名義・住所等の変更手続きについて	204	12.0
保険金などのお支払いに関するもの	お支払いまでの進捗状況について	556	32.6
その他	電話・Web問い合わせ対応について	332	19.5
合計		1,703	100.0

(注) 苦情の定義

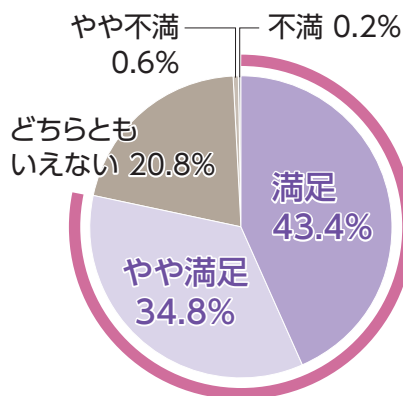
お客さまからの当社に対するお申し出のうち、お客さまが当社の業務全般に起因して不満の意を表明されたものをいいます。苦情には、当社に直接お申し出いただいたもの、および、代理店、国民生活センター、消費生活センター、生命保険協会、監督官庁などを經由して当社に連絡が入ったものを含みます。

「お客さまアンケート」の実施

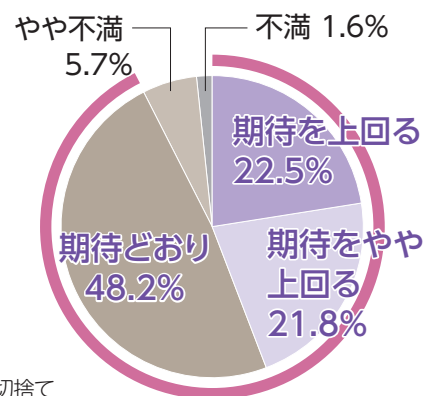
当社は、お客さま満足向上のため定期的にご契約者さまの声を収集し、いただいた声をサービス改善に活かす取組みを行っています。すべてのご契約者さまを対象に、当社のお客さま対応全般に関するアンケート調査を年1回実施しています。

(対象データ:2025年1月までのアンケート数約39万件に対して、ご回答のあった13,786件。回答は2025年2月末到着分)

〈当社に対する総合的な満足度〉



〈電話・メール対応お客さま満足度〉



*満足度は小数点第2位以下を切捨て

■お客さまの声を踏まえて改善を行った事項

お申出内容(ご意見・ご要望)	改善内容
都合がいい時間帯に電話をしてほしい。	受付時間外に自動音声応答ではお手続きが完了いただけず、折り返しのお電話をご希望されたお客さまに、専用サイトで登録いただいた日時にコンタクトセンターからコールバックを行うサービスを開始しました。 (2024年12月実施)
給付金等の請求手続きを簡略化してほしい。	・医療保険等の死亡時支払金の請求手続きについて、コンタクトセンターへのお申出のみ(書類提出不要)で完結させる運用を開始しました。 (2024年12月実施) ・法人契約の一部手続きにおける必要書類の簡略化等を実施しました。 (2024年7月実施)

適切に保険金などをお支払いするための取組み

■基本方針

当社は、迅速・適切に漏れなく保険金などをお支払いすることと、適切・的確にお客さま対応を行うことが、生命保険事業の運営において極めて重要であることと認識し、保険金等支払管理態勢の強化に取り組んでいます。

■お客さまから信頼いただける保険会社であるために

当社では、保険金などのお支払いに関して経営陣自らがその態勢整備に深く関与するなど、お客さまから信頼いただける保険会社であるべく、保険金等支払業務の迅速・適切な運営とともに、より公平・公正な保険金などのお支払いができる仕組みの構築に取り組んでいます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。



■その他の取組み

より一層お客さまサービスを向上させるべく、ご請求手続きの利便性の向上や透明性の確保を考慮したサービスの充実を図っています。

請求手続き等の利便性向上

- ・24時間365日ご利用いただけるマイページ(Web)の請求範囲の拡充、手続き画面のUI/UX向上、手続き導線の簡素化等のレベルアップを図り、請求手続きの利便性向上に向けた取組みを行っています。
- ・2025年4月よりマイページ(Web)でお支払明細を確認いただける「Web通知サービス」を開始しました。今後も確認したい時にいつでもマイページ(Web)で照会いただけるサービスを拡充させ、お客さまの利便性の向上を図っていきます。

支払管理態勢のより一層の強化

支払業務専用システムの機能を充実させることで、お支払手続きの所要日数の短縮や支払品質の向上を図り、正確・迅速・公平に保険金・給付金などをお支払いする態勢を強化しています。

各種照会に対する対応の強化

お客さま対応担当者への継続的な研修の実施やチャットボットの導入等により、デジタル化を進展させながらお客さま・代理店からの様々な要望に対応できるよう照会態勢を強化しています。

不正請求等のモラルリスク排除へのガバナンス強化

お客さまに健全かつ公平に保険制度をご利用いただくために、お支払実績をもとに不正請求等のモラルリスクの混入を早期検知する仕組みを構築し、部門横断的な社内協力態勢を整えることでモラルリスク排除へのガバナンス強化を図っています。

〈支払件数と金額〉

(単位：件、百万円)

		個人保険			
		2023年度		2024年度	
		件数	金額	件数	金額
保険金	死亡・高度障害保険金など	292	1,634	375	2,074
年金	年金	443	440	699	609
給付金	入院・手術給付金など	163,063	12,172	184,261	14,146
合 計		163,798	14,247	185,335	16,830

サステナビリティの推進

■第一生命グループのサステナビリティの考え方

第一生命グループは、当社グループが目指す新たな未来への指針として、グループパーパス(グループの社会における存在意義)とバリューズ(大切にしている価値観)を策定しました。また、パーパスを基点として、2030年に当社グループが目指す姿を実現していくために、当社グループが優先的に取り組んでいく重要課題を「コア・マテリアリティ」として新たに策定しました。当社グループは、事業を通じた社会的価値の創造に取り組むことで、現世代・将来世代のwell-being(幸せ)の向上に貢献し、サステナブルな社会の実現と社会からの信頼・お客さまとの共感を通じた当社事業のサステナブルな成長を目指します。

■事業会社としての主な取組み

サステナブルな社会の実現と当社事業のサステナブルな成長を目指し、事業活動、社会貢献活動、環境対策に取り組んでいます。

▶well-being(幸せ)の向上への貢献

お客さまの小さな人生不安やお困りごとを解消するための、保険商品や各種サービスの提供を通じ、well-being(幸せ)の向上への貢献に取り組んでいます。※商品はP8、サービスはP11を参照ください。

▶社会貢献活動

障がい者の自立支援

福祉作業所「のぞみ園」さまと協力して、障がい者による手作り商品の出張販売を継続的に実施し、障がい者の自立を支援しています。

被災地域復興支援団体への寄付

社員から書籍などを提供してもらい、得た売却金を能登半島地震被災地域復興支援団体へ寄付しました。

▶環境対策

電力使用量、CO₂排出量(スコープ1、2およびスコープ3)に目標を設定し、削減に向け取り組んでいます。

■機関投資家としての主なサステナビリティ取組み

サステナビリティとは、環境・社会・経済を将来にわたり持続させる行動や考え方です。当社は、資産運用分野において、下記に掲げるサステナブル投資の取組みを推進することを通じて、中長期的な投資リターンの獲得と社会課題解決への貢献を目指しています。



▶サステナブル投資

・調達金額がSDGsに貢献する事業に充当される債券、いわゆる「SDGs債」については、2017年度から投資を開始し、2024年度末までの累計投資金額は、162億円(56銘柄)となりました。

▶投資プロセスへのサステナビリティ要素の組み込み

- ・当社では、クレジットのリサーチにおいて親会社である第一生命ホールディングスのリソースを活用し、アナリストが企業の成長性や安全性を評価する際に定量的な財務情報に加え、環境問題などの社会的課題解決に資する製品・サービスの競争力、マネジメント力などの非財務情報(サステナビリティ要素)も体系的に組み込んでいます。
- ・生命保険事業の特性や社会の持続可能性の観点から、特定の兵器製造関連の分野については、投融資禁止としています(ネガティブスクリーニングの実施)。

▶サステナビリティに関する対話の推進

・当社では、第一生命との協働エンゲージメントおよびIRミーティングにおける対話を通じて投資先企業と建設的な「目的を持った対話」を実施しています。財務戦略、企業の健全性に関する対話を軸にしながら企業のサステナビリティに関する取組みについても対話を実施することで、企業価値の向上を通じた中長期的な投資リターンの獲得と社会課題の解決の貢献を目指しています。

▶運用ポートフォリオのカーボンインテンシティ改善に向けた取組み

・当社では運用ポートフォリオのカーボンインテンシティ(保有1単位当たりのGHG(温室効果ガス)排出量)を定期的にモニタリングしており、同数値の改善に努めています。



保険のキャッシュフロー特性を踏まえ、安定的な運用収益の確保に努めています。2024年度は金利上昇を機に短資運用を開始しました。今後もサステナビリティ取組みとともに、運用収益の向上に取り組んでまいります。

企画総務部 資産運用課 アシスタントマネジャー
吉田 龍也

当社グループ出向者による個人情報等の漏えい事案を踏まえた再発防止策

■事案概要および対応状況

2024年度、第一生命グループ会社から保険代理店3社への出向者が、代理店が取り扱ったお客さまの個人情報をグループ会社に対して漏えいしていた事案が判明しました。当社においても、代理店に出向していたグループ会社の社員が、代理店が取り扱ったお客さまの保険契約情報を含む資料を当社に漏えいしていたことが判明しました。

お客さま、株主や関係者の皆さまに、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。金融機関として、また生命保険会社として、信頼を揺るがしてしまったことを非常に重く受け止めております。

本事案に係る対応を第一生命グループの最重要経営課題の一つに位置づけ、グループベースで体制を整備し、当社としても、従来の慣習に依存せず、透明性を重視した企業文化への転換を進めております。今回の事案を教訓とし、再発防止に向けた取組みを全社一丸となって実行し、皆さまからの信頼回復に努めていく所存です。

■再発防止に向けた取組み

私たちは、お客さまの信頼を取り戻すために、今回の事案を一過性の問題として終わらせることなく、企業としての在り方を根本から見直し、継続的な改善を重ねてまいります。今後も、お客さまの声に真摯に耳を傾け、安心してご契約いただける企業であり続けることをお約束いたします。

〈主な再発防止策〉

(1)経営の責任とカルチャー刷新に向けた取組み

- ・社長直轄の「カルチャー刷新コミッティ」を設置し、再発防止策のPDCAを循環させ、あるべき姿に向けた組織文化、社員の行動変容を図る
- ・営業推進状況の定期的なレビューを通じて、現場の実態を把握し、経営判断の質を向上
- ・タウンホールミーティングや代理店訪問を通じて、現場との対話を重視し、組織全体の透明性を確保

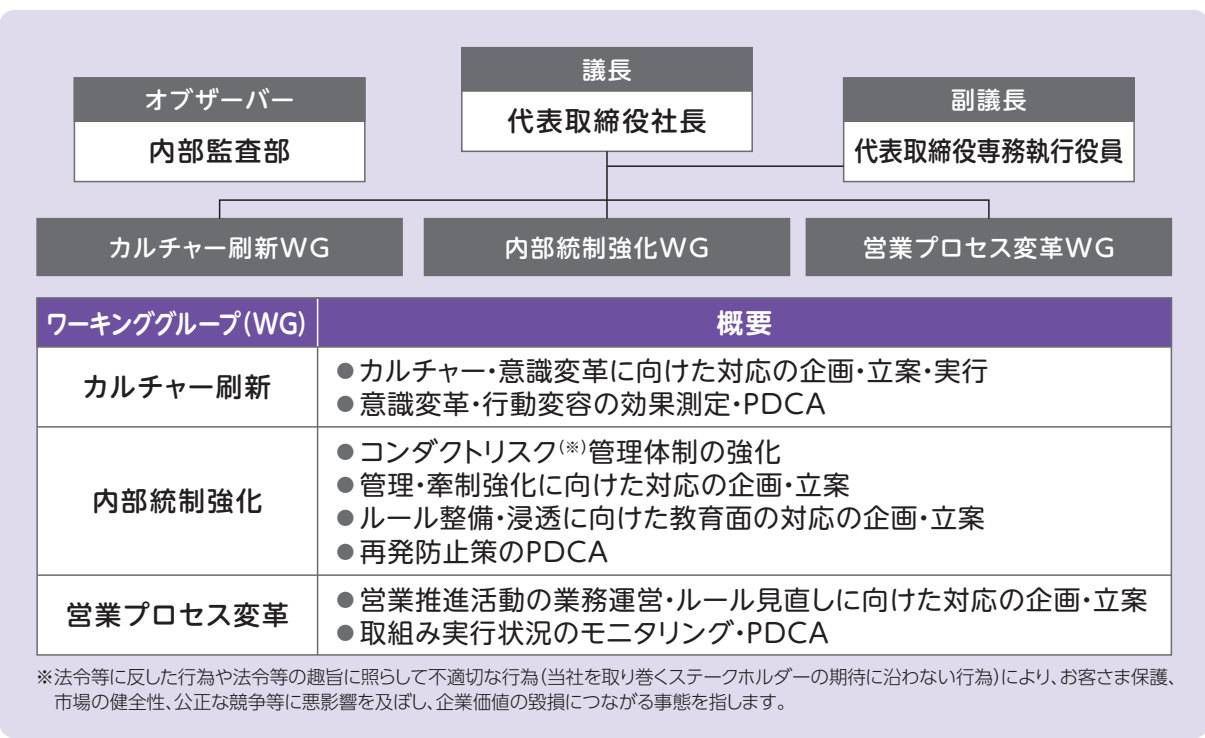
(2)社員一人ひとりの意識と行動の変革に向けた取組み

- ・情報管理に関する研修を継続的に実施
 - ・「Need to Know^(※)」という原則を徹底し、情報取得時には必ず相手先の上承を得るルールを明文化
 - ・代理店から定例的に取得する情報については、正式な合意を必須とする運用に変更
- ※お客さまなどに関する情報へのアクセスおよびその利用は、業務上必要性のある者に限定されるべきという考え方を表す原則

(3)管理体制の強化と継続的なモニタリング

- ・社内規程を改定し、他社からの情報取得に関するルールを再徹底。定期的な周知と教育を実施
- ・外部からの受信メールについて、上長によるチェック体制を導入し、情報の流入経路を可視化
- ・コンプライアンス部門による情報取得経路のモニタリングを強化し、違反の早期発見と是正を実現
- ・内部監査において、再発防止策の実施状況を重点的に確認する項目を追加

〈「カルチャー刷新コミッティ」体制〉



ネオファースト生命 アニュアルレポート 2025
2024年4月1日～2025年3月31日

経営・業績に関する諸資料

経営・業績に関する諸資料 目次

I.会社の概況及び組織	21
1. 沿革	21
2. 経営の組織	22
3. 店舗	22
4. 資本金の推移	23
5. 株式の総数	23
6. 株式の状況	23
(1) 発行済株式の種類等	23
(2) 大株主	23
7. 主要株主の状況	23
8. 取締役・監査役・執行役員	24
9. 会計監査人の名称	24
10. 従業員の在籍・採用状況	25
11. 平均給与（内勤職員）	25
12. 平均給与（営業職員）	25
II.保険会社の主要な業務の内容	25
1. 主要な業務の内容	25
2. 経営方針	25
III.直近事業年度における事業の概況	26
1. 直近事業年度における事業の概況	26
2. 契約者懇談会開催の概況	26
3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	26
4. 契約者に対する情報提供の実態	26
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	26
6. 代理店教育・研修の概略	26
7. 新規開発商品の状況	26
8. 保険商品一覧	26
9. 情報システムに関する状況	26
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	26
IV.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	27
V.財産の状況	28
1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	34
3. キャッシュ・フロー計算書	37
4. 株主資本等変動計算書	39
5. 保険業法に基づく債権の状況	40
6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	41
7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	41
8. 有価証券等の時価情報（会社計）	42
(1) 有価証券の時価情報	42
(2) 金銭の信託の時価情報	43
(3) デリバティブ取引の時価情報	43
9. 経常利益等の明細（基礎利益）	44
10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査	45
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明	45
12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	45
13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	45
VI.業務の状況を示す指標等	46
1. 主要な業務の状況を示す指標等	46
(1) 決算業績の概況	46
(2) 保有契約高及び新契約高	46
(3) 年換算保険料	46
(4) 保障機能別保有契約高	47
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	48
(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料	49
(7) 契約者配当の状況	49
2. 保険契約に関する指標等	49
(1) 保有契約増加率	49
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）	49
(3) 新契約率（対年度始）	49
(4) 解約・失効率（対年度始）	50
(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）	50
(6) 死亡率（個人保険主契約）	50
(7) 特約発生率（個人保険）	50
(8) 事業費率（対収入保険料）	50
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	51
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	51
(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	51
(12) 未だ収受していない再保険金の額	51
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	51
3. 経理に関する指標等	52
(1) 支払備金明細表	52

経営・業績に関する諸資料 目次

(2) 責任準備金明細表	52
(3) 責任準備金残高の内訳	52
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）	53
(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	53
(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）	53
(7) 契約者配当準備金明細表	53
(8) 引当金明細表	53
(9) 特定海外債権引当勘定の状況	53
(10) 資本金等明細表	54
(11) 保険料明細表	54
(12) 保険金明細表	54
(13) 年金明細表	54
(14) 給付金明細表	54
(15) 解約返戻金明細表	55
(16) 減価償却費明細表	55
(17) 事業費明細表	55
(18) 税金明細表	55
(19) リース取引	55
(20) 借入金残存期間別残高	55
4. 資産運用に関する指標等	56
(1) 資産運用の概況	56
(2) 運用利回り	58
(3) 主要資産の平均残高	59
(4) 資産運用収益明細表	59
(5) 資産運用費用明細表	59
(6) 利息及び配当金等収入明細表	60
(7) 有価証券売却益明細表	60
(8) 有価証券売却損明細表	60
(9) 有価証券評価損明細表	60
(10) 商品有価証券明細表	60
(11) 商品有価証券売買高	60
(12) 有価証券明細表	60
(13) 有価証券残存期間別残高	61
(14) 保有公社債の期末残高利回り	61
(15) 業種別株式保有明細表	62
(16) 貸付金明細表	63
(17) 貸付金残存期間別残高	63
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	63
(19) 貸付金業種別内訳	63
(20) 貸付金使途別内訳	63
(21) 貸付金地域別内訳	63

(22) 貸付金担保別内訳	63
(23) 有形固定資産明細表	64
(24) 固定資産等処分益明細表	64
(25) 固定資産等処分損明細表	64
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	64
(27) 海外投融資の状況	65
(28) 海外投融資利回り	65
(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）	65
(30) 各種ローン金利	65
(31) その他の資産明細表	65
5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）	66
(1) 有価証券の時価情報	66
(2) 金銭の信託の時価情報	67
(3) デリバティブ取引の時価情報	67

VII. 保険会社の運営 68

1. コーポレートガバナンス体制	68
2. 内部統制体制	69
3. ERMの推進	69
4. リスク管理	69
5. コンプライアンス（法令等遵守）	71
6. 情報資産保護	73
7. 内部監査体制	75
8. 反社会的勢力への対応	75

VIII. 特別勘定に関する指標等 76

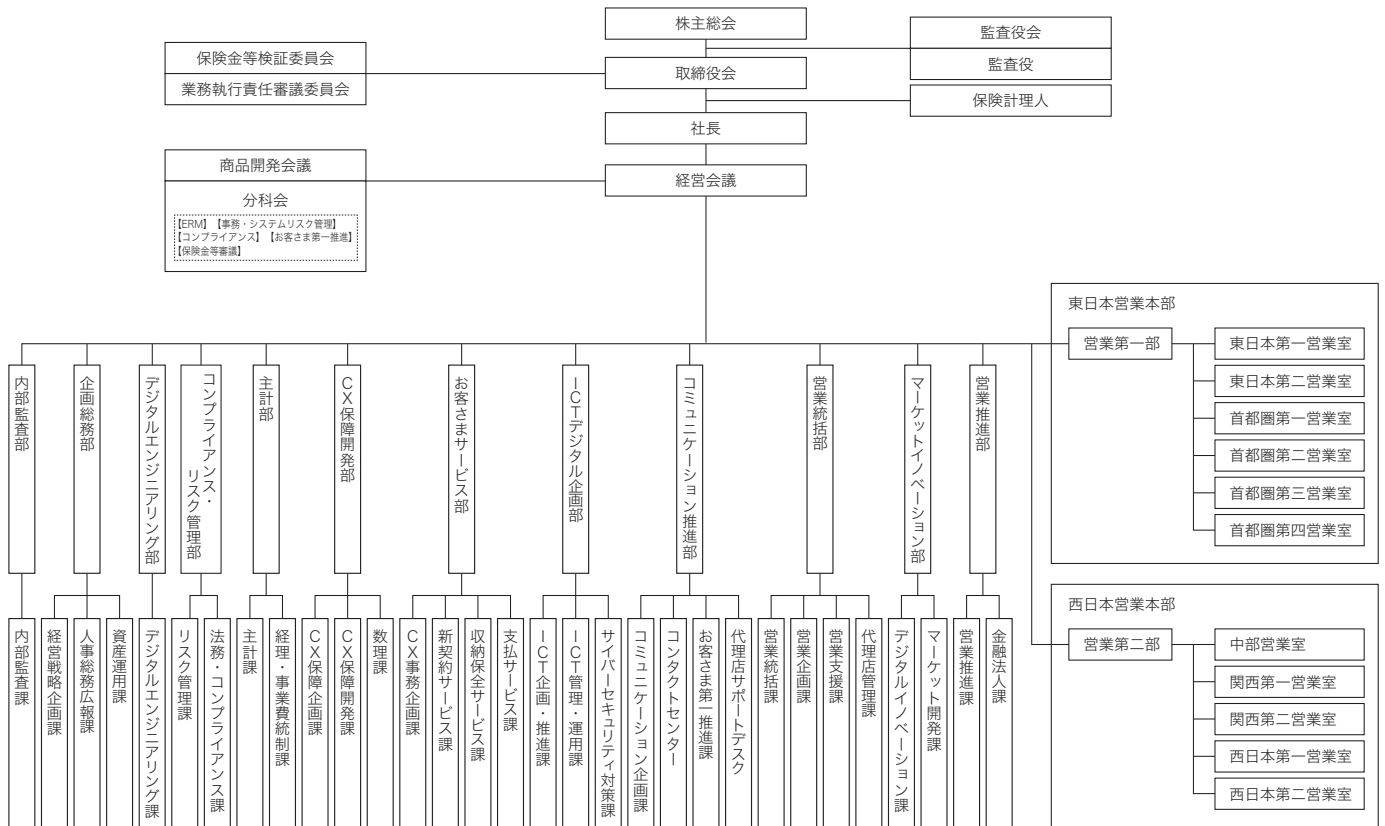
IX. 保険会社及びその子会社等の状況 76

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

1999年 4月	日産火災海上保険株式会社の100%子会社として資本金50億円で ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社設立（本社：東京都中野区中野）
1999年 5月	金融再生委員会の事業免許を取得 営業開始
2001年 3月	資本金を80億円に増額
2002年 7月	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社に社名変更
2007年11月	資本金を97.5億円に増額
2008年 9月	資本金を101億円に増額
2009年 3月	本社を東京都新宿区西新宿へ移転
2014年 8月	第一生命保険株式会社の100%子会社となる
2014年11月	ネオファースト生命保険株式会社に社名変更 本社を東京都品川区大崎へ移転
2015年 6月	関西オフィスを大阪府大阪市に開設
2015年 8月	資本金を251億円に増額
2015年 8月	第一生命グループとなって初となる商品を発売
2015年11月	西日本オフィスを福岡県福岡市に開設
2016年10月	第一生命グループの持株会社体制移行により第一生命ホールディングス株式会社の100%子会社となる
2017年 5月	資本金を275億円に増額
2017年 8月	中部オフィスを愛知県名古屋市の開設
2018年 6月	資本金を325億円に増額
2020年 4月	資本金を425億円に増額
2020年 9月	資本金を475億円に増額
2023年 9月	札幌オフィスを北海道札幌市の開設 仙台オフィスを宮城県仙台市の開設 大宮オフィスを埼玉県さいたま市の開設

2. 経営の組織（2025年7月1日現在）



3. 店舗（2025年7月1日現在）

本社	〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー
営業第一部	
東日本第一営業室(札幌)	〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西1-1-2 SE札幌ビル
東日本第一営業室(仙台)	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央4-2-16 仙台中央第一生命ビルディング
東日本第二営業室	〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-81 いちご大宮ビル
営業第二部	
中部営業室	〒461-0005 愛知県名古屋市中区東桜1-3-10 東桜第一ビル
関西第一営業室	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-8-17 大阪第一生命ビル
関西第二営業室	
西日本第一営業室	〒812-0039 福岡県福岡市博多区冷泉町5-35 福岡祇園第一生命ビルディング
西日本第二営業室	

4. 資本金の推移（2025年7月1日現在）

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
1999年 4月23日	5,000百万円	5,000百万円	会社設立
2001年 3月 8日	3,000百万円	8,000百万円	
2007年11月20日	3,500百万円	9,750百万円	増資額のうち1,750百万円を資本準備金に組み入れ
2008年 9月12日	700百万円	10,100百万円	増資額のうち350百万円を資本準備金に組み入れ
2015年 8月 5日	30,000百万円	25,100百万円	増資額のうち15,000百万円を資本準備金に組み入れ
2017年 5月31日	4,999百万円	27,599百万円	増資額のうち2,499百万円を資本準備金に組み入れ
2018年 6月29日	9,999百万円	32,599百万円	増資額のうち4,999百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 4月27日	20,000百万円	42,599百万円	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組み入れ
2020年 9月11日	10,000百万円	47,599百万円	増資額のうち5,000百万円を資本準備金に組み入れ

5. 株式の総数（2025年7月1日現在）

発行する株式の総数	10,000千株
発行済株式の総数	4,149千株
株主数	1名

6. 株式の状況（2025年7月1日現在）

(1) 発行済株式の種類等

	種 類	発 行 数	内 容
発行済株式	普通株式	4,149千株	—

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
第一生命ホールディングス株式会社	4,149千株	100.0%	一千株	—%

(注) 当社の株主は上記1株主です。

7. 主要株主の状況（2025年7月1日現在）

名称	主たる営業所または事務所の所在地	資本金	事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	344,353百万円	グループ会社の経営管理等	1902年9月15日	100.0%

8. 取締役・監査役・執行役員（2025年7月1日現在）

男性21名、女性1名（取締役・監査役・執行役員のうち女性の比率4%）

役 職 名	氏 名	管 掌・担 当 業 務
代 表 取 締 役 社 長	うえはら たかし 上原 高志	【担当】 内部監査部
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	おおつき しんじろう 大槻 慎次郎	【管掌】 営業統括部、営業推進部、営業第一部、営業第二部
取 締 役 常 務 執 行 役 員	こもだ ゆう 薦田 優	【担当】 企画総務部
取 締 役 （ 非 常 勤 ）	にしむら たいすけ 西村 泰介	
取 締 役 （ 非 常 勤 ）	かい こうへい 甲斐 講平	
社 外 取 締 役	むらばやし さとし 村林 聡	
社 外 取 締 役	わたなべ たかひこ 渡邊 隆彦	
常 勤 監 査 役	うりゅう むねひろ 瓜生 宗大	
常 勤 監 査 役	くにい やすひろ 国井 保博	
社 外 監 査 役	いしかわ まさとし 石川 正敏	
社 外 監 査 役	さくらだ かつら 桜田 桂	
常 務 執 行 役 員	いこま たかひろ 生駒 隆広	【担当】 主計部
常 務 執 行 役 員	はらだ きみひさ 原田 貴巳久	【担当】 コンプライアンス・リスク管理部
常 務 執 行 役 員	あいば わたる 饗庭 渉	【管掌】 お客さまサービス部、コミュニケーション推進部 【担当】 ICTデジタル企画部
常 務 執 行 役 員	まつもと こうじ 松本 光司	【担当】 営業第一部
常 務 執 行 役 員	たぐち ひでき 田口 秀貴	【担当】 営業第二部
常 務 執 行 役 員	とみどころ さちこ 富所 幸子	【担当】 CX保障開発部
執 行 役 員	はぎわら たかし 萩原 孝	【担当】 お客さまサービス部
執 行 役 員	うしろ よしひと 宇城 嘉人	【担当】 コミュニケーション推進部
執 行 役 員	まえどまり けい 前泊 圭	【担当】 営業統括部、営業推進部
執 行 役 員	らじゃん なんだ ラジャン ナンダ	【担当】 デジタルエンジニアリング部
執 行 役 員	かねむら よしまさ 金村 聖正	【担当】 マーケットイノベーション部

9. 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

10. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在 籍 数		採 用 数		2024年度末	
	2023年度末	2024年度末	2023年度末	2024年度末	平均年齢	平均勤務年数
内勤職員	501名	528名	229名	98名	41.5	3.5
(男 子)	235	241	98	40	42.6	3.5
(女 子)	266	287	131	58	40.5	3.4
営業職員	—	—	—	—	—	—
(男 子)	—	—	—	—	—	—
(女 子)	—	—	—	—	—	—

(注) 従業員には使用人兼務取締役、休職者等を含んでいません。

11. 平均給与（内勤職員）

(単位：千円)

区 分	2024年3月	2025年3月
内勤職員	536	544

(注) 平均給与月額とは2025年3月中の税込定例給与月額であり、賞与、時間外手当は含んでおりません。

12. 平均給与（営業職員）

該当ありません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

1. 生命保険業
2. 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
3. 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

2. 経営方針

当社は、第一生命グループの一員として、グループの方針を踏襲しつつ、次のとおり経営基本方針を掲げます。

1. 新たなお客さま満足の創造

お客さまを取り巻く様々な環境やライフスタイルの変化に対応するだけでなく、それにとまなうニーズを先取りし、わかりやすさと利便性、迅速さと正確さを追求した新しい商品やサービスの提供に努め、今までにない新たなお客さま満足を創造します。

2. 社会からの信頼と敬愛の確保

高い倫理観と人を尊重する姿勢を持ち、あらゆる企業活動において社会適合性を重視し、社会から信頼され、敬愛される会社となります。

3. 成長力のある企業価値の追求

常に挑戦と変革を図るとともに、業務のローコストオペレーションと効率化に取り組み、成長に資する事業運営に努めることで、企業価値を高めます。

4. 自律した個の尊重と組織力の最大化

多様な人財の個性を尊重するとともに、一人ひとりが自律し、自ら考え、行動することを目指します。また、会社全体がひとつになって、最大の価値の創出に努めます。これらの実践により従業員一人ひとりの満足度と生きがいの向上を目指します。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

P.5をご覧ください。

2. 契約者懇談会開催の概況

2024年度は、契約者懇談会を開催しませんでした。

3. 相談・苦情対応態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

P.14をご覧ください。

4. 契約者に対する情報提供の実態

P.10をご覧ください。

5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.10をご覧ください。

6. 代理店教育・研修の概略

当社では、営業パートナーである代理店の募集人がお客さまへ最適な提案ができるよう営業担当者が代理店を訪問し、日常的な情報提供や研修にて代理店をサポートしています。また、必要に応じてリモートでの研修も積極的に実施しています。

営業担当者による研修は、商品知識に限らずお客さまに提案する際の注意点やコンプライアンスに関する注意点なども含んでおり、募集人がお客さまへ最適な提案ができるようフォローアップしています。

営業担当者による
継続的なサポート

・商品知識研修
・コンプライアンス研修

・販売手法研修
・販売事務、アフターサービス知識研修など

7. 新規開発商品の状況

P.9をご覧ください。

8. 保険商品一覧

P.8をご覧ください。

9. 情報システムに関する状況

P.73をご覧ください。

10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

P.16をご覧ください。

Ⅳ.直近 5 事業年度における主要な業務の 状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経 常 収 益	159,808	191,801	264,470	302,741	147,302
経常利益（△は経常損失）	△14,136	△8,094	24,730	△1,269	△8,317
基 礎 利 益	△13,806	△7,940	△9,691	△965	△5,296
当期純利益（△は当期純損失）	△14,147	△6,868	24,724	△1,105	△6,319
資本金の額及び発行済株式の総数	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株	47,599 4,149千株
総 資 産	352,842	415,192	410,304	342,602	349,564
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責 任 準 備 金 残 高	325,731	392,857	361,306	268,325	282,906
貸 付 金 残 高	1,313	1,797	1,956	1,657	1,805
有 価 証 券 残 高	62,872	82,304	100,589	111,078	187,778
ソルベンシー・マージン比率	3,688.8%	1,111.8%	4,329.0%	2,958.5%	2,081.5%
従 業 員 数	301名	326名	340名	501名	528名
保 有 契 約 高	1,449,849	1,630,116	1,783,639	1,901,273	1,989,958
個 人 保 険	1,449,616	1,629,767	1,783,174	1,900,537	1,988,998
個 人 年 金 保 険	232	349	464	735	959
団 体 保 険	—	—	—	—	—
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険の合計です。なお、個人年金保険については、年金支払開始後契約の責任準備金の金額です。

●経常収益

経常収益とは、主に保険料等収入や、利息・配当金、有価証券の売却益等の資産運用によって得られる収益です。2024年度の経常収益は147,302百万円となりました。

●基礎利益 ●経常利益（損失）

基礎利益（2024年度△5,296百万円）とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。生命保険会社の場合、これに有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を加えたものが、経常利益（損失）（2024年度8,317百万円の経常損失）となります。ここでいう保険本業とは、お客さまより収納した保険料や運用収益から保険金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

V.財産の状況

1.貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023年度末 〔2024年 3月31日現在〕	2024年度末 〔2025年 3月31日現在〕	科 目	2023年度末 〔2024年 3月31日現在〕	2024年度末 〔2025年 3月31日現在〕
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	172,756	90,388	保険契約準備金	296,728	310,304
預貯金	172,756	90,388	支払準備金	28,403	27,397
有価証券	111,078	187,778	責任準備金	268,325	282,906
国債	6,102	45,835	再保険借	3,934	3,709
社債	98,422	137,645	その他の負債	6,163	6,048
株式	1,453	-	未払法人税等	16	25
外国証券	5,099	4,297	未払金	1,889	1,386
貸付金	1,657	1,805	未払費用	4,218	4,605
保険約款貸付	1,657	1,805	預り金	1	0
有形固定資産	346	305	仮受金	37	30
建物	205	191	価格変動準備金	15	17
その他の有形固定資産	140	113	負債の部合計	306,841	320,079
無形固定資産	10,891	11,173	(純資産の部)		
ソフトウェア	10,885	11,169	資本金	47,599	47,599
その他の無形固定資産	5	4	資本剰余金	39,599	39,599
再保険貸	33,274	42,750	資本準備金	39,599	39,599
その他の資産	11,157	13,157	利益剰余金	△51,330	△57,650
未収金	8,294	9,907	その他利益剰余金	△51,330	△57,650
前払費用	2,095	2,424	繰越利益剰余金	△51,330	△57,650
未収収益	185	234	株主資本合計	35,867	29,547
預託金	328	327	その他有価証券評価差額金	△107	△63
仮払金	0	0	評価・換算差額等合計	△107	△63
その他の資産	253	261	純資産の部合計	35,760	29,484
繰延税金資産	1,443	2,209			
貸倒引当金	△2	△4			
資産の部合計	342,602	349,564	負債及び純資産の部合計	342,602	349,564

(貸借対照表の注記)

2023年度	2024年度
1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。 ① 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法(ただし、建物については定額法)によっております。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。 ③ 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。 6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式	1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。 ① 有形固定資産(リース資産を除く。) 定率法(ただし、建物については定額法)によっております。 ② リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。 ③ 無形固定資産(リース資産を除く。) 定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。 3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」及び「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 5 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当事業年度に費用処理しております。 6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。 責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。 ① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

2023年度	2024年度
なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。	なお、直近の実績に基づき将来の収支を予測すること等により、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加して責任準備金を積み立てる必要があります。期末時点における責任準備金には、同項に従い、一部の保険契約を対象に追加して積み立てた責任準備金が含まれております。 また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 （計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。 なお、前事業年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当事業年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。	7 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。 （計算方法の概要） IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
8 金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。 （1）金融商品の状況に関する事項 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。 （2）金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。	8 未適用の会計基準等に関する事項は、次のとおりであります。 ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正 （1）概要 国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。 （2）適用予定日 2027年4月1日より開始する事業年度の期首から適用する予定であります。 （3）当該会計基準等の適用による影響 当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

2023年度			
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①有価証券			
a満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809
bその他有価証券	1,550	1,550	—
②貸付金	1,657	1,657	—
資産計	112,736	107,926	△4,809

(※)預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,453	—	—	1,453
外国公社債	—	96	—	96
資産計	1,453	96	—	1,550

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	5,584	—	—	5,584
社債	—	94,166	—	94,166
外国公社債	—	4,966	—	4,966
貸付金	—	—	1,657	1,657
資産計	5,584	99,133	1,657	106,376

2024年度			
9	金融商品等に関する事項は、次のとおりであります。		
	(1) 金融商品の状況に関する事項		
	当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュー・アット・リスク（V a R）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。		
	(2) 金融商品の時価等に関する事項		
	貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。		
	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
①有価証券			
a満期保有目的の債券	177,821	167,969	△9,852
bその他有価証券	9,956	9,956	—
②貸付金	1,805	1,805	—
資産計	189,583	179,731	△9,852
	(※) 預貯金は、満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。		
	(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項		
	金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。		
	レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価		
	レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価		
	レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価		
	時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。		

2023年度					2024年度				
(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明					① 時価で貸借対照表に計上している金融商品				
					時価（百万円）				
ア. 有価証券					区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に株式や国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。					有価証券				
					その他有価証券				
					国債	9,860	—	—	9,860
					外国公社債	—	96	—	96
イ. 貸付金					資産計	9,860	96	—	9,956
貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。					② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品				
					時価（百万円）				
					区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
					有価証券				
満期保有目的の債券					国債	34,507	—	—	34,507
					社債	—	129,323	—	129,323
					外国公社債	—	4,138	—	4,138
					貸付金	—	—	1,805	1,805
					資産計	34,507	133,461	1,805	169,774
(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明									
ア. 有価証券					有価証券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。				
イ. 貸付金					貸付金は、貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。				
9 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。					10 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権は、該当ありません。				
10 有形固定資産の減価償却累計額は378百万円であります。					11 有形固定資産の減価償却累計額は351百万円であります。				
11 関係会社に対する金銭債権の総額は8百万円であります。					12 関係会社に対する金銭債権の総額は10百万円であります。				
12 繰延税金資産の総額は、12,731百万円、繰延税金負債の総額は、20百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,267百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金1,046百万円、減価償却超過額157百万円、繰越欠損金11,085百万円であります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,085百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は182百万円であります。 繰延税金負債の発生の主な原因は、資本剰余金が原資の配当金受領によるみなし譲渡損14百万円、未収株式配当金4百万円であります。 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。					13 繰延税金資産の総額は、14,181百万円、繰延税金負債の総額は、0百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、11,971百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金1,912百万円、繰延資産200百万円、譲渡損益調整勘定174百万円、減価償却超過額116百万円、繰越欠損金11,589百万円であります。				
税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。									
(単位：百万円)									
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計					
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	11,085	11,085					
評価性引当額	—	—	△11,085	△11,085					
繰延税金資産	—	—	—	—					
(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。									

2023年度	2024年度																				
当年度の法人税等の負担率は13.52%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△10.15%であります。 当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。	繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は11,589百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は381百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、税込処理に伴う簿価修正益否認0百万円 であります。繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、前年度末に比べて繰越欠損金が増加したことによるものであります。 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。 （単位：百万円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超</th><th>合計</th></tr><tr><td>税務上の繰越欠損金（※）</td><td>－</td><td>4,735</td><td>6,854</td><td>11,589</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>－</td><td>△4,735</td><td>△6,854</td><td>△11,589</td></tr><tr><td>繰延税金資産</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> （※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。 当年度の法人税等の負担率は24.16%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△3.93%であります。 当社は、第一生命ホールディングス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。なお、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従っております。 「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が28.00%から、2026年4月1日以降に開始する事業年度に回収又は支払が見込まれる一時差異については28.93%に変更されております。この変更により、繰延税金資産は48百万円増加し、法人税等調整額は48百万円減少しております。		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	税務上の繰越欠損金（※）	－	4,735	6,854	11,589	評価性引当額	－	△4,735	△6,854	△11,589	繰延税金資産	－	－	－	－
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計																	
税務上の繰越欠損金（※）	－	4,735	6,854	11,589																	
評価性引当額	－	△4,735	△6,854	△11,589																	
繰延税金資産	－	－	－	－																	
13 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は39,063百万円であります。	14 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は43,688百万円であります。																				
14 1株当たりの純資産額は8,617円12銭であります。	15 1株当たりの純資産額は7,104円93銭であります。																				
15 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は35,738百万円であります。	16 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は45,442百万円であります。																				
16 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	17 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。																				

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 〔2023年4月 1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕
	金 額	金 額
経 常 収 益	302,741	147,302
保 険 料 等 収 入	208,134	144,167
保 険 料 入 料	102,001	101,758
再 保 険 収 入	106,132	42,408
資 産 運 用 収 益	723	1,035
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	723	1,035
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	672	994
貸 付 金 利 息	51	39
そ の 他 利 息 配 当 金	—	1
そ の 他 経 常 収 益	93,883	2,099
支 払 備 金 戻 入 額	—	1,005
責 任 準 備 金 戻 入 額	92,981	—
そ の 他 の 経 常 収 益	901	1,093
経 常 費 用	304,010	155,619
保 険 金 等 支 払 金	242,847	100,052
保 険 金	1,634	2,074
年 金	440	609
給 付 金	12,172	14,146
解 約 返 戻 金	117,338	41,091
そ の 他 返 戻 金	5,411	2,066
再 保 険 料	105,849	40,064
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	23,331	14,581
支 払 備 金 繰 入 額	23,331	—
責 任 準 備 金 繰 入 額	—	14,581
資 産 運 用 費 用	1	667
支 払 利 息	1	0
有 価 証 券 売 却 損	—	665
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	1
そ の 他 運 用 費 用	—	0
事 業 費 用	34,386	36,259
そ の 他 経 常 費 用	3,443	4,058
税 金 費 用	469	548
減 価 償 却 費 用	2,798	3,509
そ の 他 の 経 常 費 用	176	0
経 常 利 益 (△ は 経 常 損 失)	△1,269	△8,317
特 別 損 失	9	15
固 定 資 産 等 処 分 損	6	13
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	2	2
税 引 前 当 期 純 利 益 (△ は 税 引 前 当 期 純 損 失)	△1,278	△8,332
法 人 税 及 び 住 民 税	△43	△1,232
法 人 税 等 調 整 額	△129	△780
法 人 税 等 合 計	△172	△2,013
当 期 純 利 益 (△ は 当 期 純 損 失)	△1,105	△6,319

(損益計算書の注記)

2023年度

- 1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 保険料
保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
 - (2) 再保険収入
再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。
また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
 - (3) 保険金等支払金（再保険料を除く）
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金を繰り入れております。
 - (4) 再保険料
再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立としております。
- 2 関係会社との取引による、費用の総額は81百万円であります。
- 3 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は5,152百万円であります。
- 4 1株当たりの当期純損失の金額は266円40銭であります。
- 5 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額19,378百万円を含んでおります。
- 6 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額10,681百万円を含んでおります。
- 7 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	15,474	再保険貸	9,620
				再保険料	15,722	再保険借	3,476

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

- 8 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2024年度

- 1 保険料等収入及び保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) 保険料
保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に繰り入れております。
 - (2) 再保険収入
再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。
また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
 - (3) 保険金等支払金（再保険料を除く）
保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払準備金を繰り入れております。
 - (4) 再保険料
再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項に基づき不積立てとしております。
- 2 関係会社との取引による収益の総額は9百万円、費用の総額は57百万円、有価証券の譲渡高は927百万円であります。
- 3 有価証券売却損の内訳は、株式665百万円であります。
- 4 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は4,625百万円であります。
- 5 1株当たりの当期純損失の金額は1,522円87銭であります。
- 6 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額23,136百万円を含んでおります。
- 7 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額13,432百万円を含んでおります。

- 8 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。 （単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	—	再保険取引先	再保険収入	22,665	再保険貸	22,155
				再保険料	16,727	再保険借	3,236

(注) 上記取引については、市場金利又は市場価格を基に取引条件を決定しております。

- 9 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 〔2023年4月 1日から 2024年3月31日まで〕	2024年度 〔2024年4月 1日から 2025年3月31日まで〕
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	△1,278	△8,332
減価償却費	2,798	3,509
支払備金の増減額（△は減少）	23,331	△1,005
責任準備金の増減額（△は減少）	△92,981	14,581
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0	1
価格変動準備金の増減額（△は減少）	2	2
利息及び配当金等収入	△723	△1,035
有価証券関係損益（△は益）	－	665
支払利息	1	0
有形固定資産関係損益（△は益）	6	13
再保険貸の増減額（△は増加）	△9,389	△9,476
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は増加）	311	△300
再保険借の増減額（△は減少）	3,529	△225
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連） の増減額（△は減少）	△516	150
小 計	△74,907	△1,452
利息及び配当金等の受取額	687	876
利息の支払額	△1	△0
法人税等の支払額または還付額（△は支払）	△139	174
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,361	△402
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△23,605	△84,847
有価証券の売却・償還による収入	13,100	7,629
貸付けによる支出	△1,465	△1,115
貸付金の回収による収入	488	407
その他	11	－
資 産 運 用 活 動 計 （営業活動及び資産運用活動計）	△11,471 (△85,833)	△77,926 (△78,329)
有形固定資産の取得による支出	△120	△25
無形固定資産の取得による支出	△3,971	△4,013
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,563	△81,965
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	－	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△89,924	△82,367
現金及び現金同等物期首残高	262,681	172,756
現金及び現金同等物期末残高	172,756	90,388

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

2023年度	2024年度								
1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	1 キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。								
2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>172,756 (百万円)</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>172,756 (百万円)</td></tr> </table>	現金及び預貯金	172,756 (百万円)	現金及び現金同等物	172,756 (百万円)	2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td>90,388 (百万円)</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>90,388 (百万円)</td></tr> </table>	現金及び預貯金	90,388 (百万円)	現金及び現金同等物	90,388 (百万円)
現金及び預貯金	172,756 (百万円)								
現金及び現金同等物	172,756 (百万円)								
現金及び預貯金	90,388 (百万円)								
現金及び現金同等物	90,388 (百万円)								
3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。	3 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。								

4. 株主資本等変動計算書

2023年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△50,225	36,973
当期変動額				
当期純損失			1,105	1,105
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△1,105	△1,105
当期末残高	47,599	39,599	△51,330	35,867

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△117	△117	36,855
当期変動額			
当期純損失			1,105
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	10	10	10
当期変動額合計	10	10	△1,095
当期末残高	△107	△107	35,760

2024年度

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	47,599	39,599	△51,330	35,867
当期変動額				
当期純損失			6,319	6,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	△6,319	△6,319
当期末残高	47,599	39,599	△57,650	29,547

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△107	△107	35,760
当期変動額			
当期純損失			6,319
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	44	44	44
当期変動額合計	44	44	△6,275
当期末残高	△63	△63	29,484

(株主資本等変動計算書の注記)

2023年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当金支払額
該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2024年度

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	4,149	—	—	4,149

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当金支払額
該当ありません。

4 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 保険業法に基づく債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分		2023年度末	2024年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
小計 (対合計比)		— (—%)	— (—%)
正常債権		1,675	1,826
合計		1,675	1,826

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。(注1に掲げる債権を除く。)
3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金です。(注1及び2に掲げる債権を除く。)
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金です。(注1から3に掲げる債権を除く。)
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項 目	2023年度末	2024年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	39,064	31,400
資本金等	35,867	29,547
価格変動準備金	15	17
危険準備金	1,662	1,920
一般貸倒引当金	—	—
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90%（マイナスの場合100%）	△ 144	△ 84
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	40,461	52,960
負債性資本調達手段等	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 38,798	△ 52,960
控除項目	—	—
その他	—	—
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,640	3,017
保険リスク相当額 R_1	718	739
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	935	1,054
予定利率リスク相当額 R_2	6	6
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	1,913	2,265
経営管理リスク相当額 R_4	107	121
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,958.5%	2,081.5%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

8. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

②有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809	25	4,835	177,821	167,969	△9,852	—	9,852
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,694	1,550	△144	159	304	10,041	9,956	△84	—	84
公 社 債	—	—	—	—	—	9,941	9,860	△81	—	81
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	111,222	106,268	△4,954	185	5,139	187,863	177,925	△9,937	—	9,937
公 社 債	104,525	99,751	△4,773	25	4,799	183,562	173,691	△9,871	—	9,871
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
公 社 債	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	2023年度末			2024年度末		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	4,454	4,480	25	—	—	—
公 社 債	4,454	4,480	25	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	105,073	100,238	△4,835	177,821	167,969	△9,852
公 社 債	100,070	95,271	△4,799	173,620	163,831	△9,789
外 国 証 券	5,002	4,966	△36	4,200	4,138	△62
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○責任準備金対応債券

該当ありません。

○その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	2023年度末			2024年度末		
	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えるもの	871	1,030	159	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
株 式	871	1,030	159	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 帳簿価額を超えないもの	823	519	△304	10,041	9,956	△84
公 社 債	—	—	—	9,941	9,860	△81
株 式	723	422	△300	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	100	96	△3
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

○市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

	2023年度	2024年度
基礎利益 A	△965	△5,296
キャピタル収益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	—	665
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	665
有価証券評価損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	—	△665
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	△965	△5,961
臨時収益	—	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	—
臨時費用	303	2,356
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	285	257
個別貸倒引当金繰入額	0	1
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	17	2,097
臨時損益 C	△303	△2,356
経常利益（損失） A + B + C	△1,269	△8,317

10. 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく公認会計士または監査法人の監査証明

該当ありません。

12. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の代表取締役社長は、当社が作成した2024年度決算期（2024年4月から2025年3月）に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において、適正に作成されていることを確認しています。また、当社が財務諸表の作成に当たり、その業務分担と責任所管が明確化されており、各責任所管において適切な業務態勢が整備されていること、当該財務諸表の作成に関する内部監査部門の監査において、業務プロセスの適切性について重要な指摘事項がないことを確認しています。

13. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.5～6をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額	
			前年度末比		前年度末比
2023年度末	個人保険	891	119.8	19,005	106.6
	個人年金保険	0	150.0	7	158.3
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—
2024年度末	個人保険	1,056	118.5	19,889	104.7
	個人年金保険	0	133.3	9	130.5
	団体保険	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—

(注) 個人年金保険の金額は、年金開始後契約の責任準備金です。

新契約高

(単位：千件、億円、%)

区分		件数		金額			
			前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
2023年度	個人保険	205	126.2	3,336	158.3	3,336	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—
2024年度	個人保険	220	107.5	3,263	97.8	3,263	—
	個人年金保険	—	—	—	—	—	—
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金保険	—	—	—	—	—	—

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分		2023年度末		2024年度末	
			前年度末比		前年度末比
個人保険		100,080	80.2	99,973	99.9
個人年金保険		45	155.4	64	140.3
合 計		100,126	80.2	100,037	99.9
うち医療保障・生前給付保障等		49,078	115.0	55,370	112.8

新契約

(単位：百万円、%)

区 分		2023年度		2024年度	
			前年度比		前年度比
個人保険		13,162	109.4	13,111	99.6
個人年金保険		—	—	—	—
合 計		13,162	109.4	13,111	99.6
うち医療保障・生前給付保障等		10,074	111.1	10,186	101.1

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です。
 2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付等）、保険料払込免除給付等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2023年度末	2024年度末
死 亡 保 障	普 通 死 亡	個 人 保 険	1,900,537	1,988,998
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	1,900,537	1,988,998
	災 害 死 亡	個 人 保 険	(1,532,988)	(1,411,545)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(1,532,988)	(1,411,545)
	その他の条件付死亡	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(—)	(—)
生 存 保 障	満 期 ・ 生 存 給 付	個 人 保 険	46	43
		個 人 年 金 保 険	—	—
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	46	43
	年 金	個 人 保 険	(—)	(—)
		個 人 年 金 保 険	(47)	(64)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(47)	(64)
	そ の 他	個 人 保 険	—	—
		個 人 年 金 保 険	735	959
		団 体 保 険	—	—
		団 体 年 金 保 険	—	—
		そ の 他 共 計	735	959
入 院 保 障	災 害 入 院	個 人 保 険	(4,750)	(5,052)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(4,750)	(5,052)
	疾 病 入 院	個 人 保 険	(4,750)	(5,052)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(4,750)	(5,052)
	その他の条件付入院	個 人 保 険	(6,998)	(7,576)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(6,998)	(7,576)
就 業 不 能 保 障		個 人 保 険	(632)	(560)
		個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
		団 体 保 険	(—)	(—)
		団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
		そ の 他 共 計	(632)	(560)

そ の 他	個 人 保 険	(403,332)	(589,165)
	個 人 年 金 保 険	(—)	(—)
	団 体 保 険	(—)	(—)
	団 体 年 金 保 険	(—)	(—)
	そ の 他 共 計	(403,332)	(589,165)

(注) 1.括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。

2.生存保障の年金欄の金額は年金年額を表します。

3.生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）の責任準備金を表します。

4.入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。

5.入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

6.就業不能保障欄の金額は就業不能保障額（月額）を表します。

7.その他欄の金額はガン医療特約の診断給付金額等を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2023年度末	2024年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	—	—
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
手 術 保 障	個 人 保 険	967,135	986,701
	個 人 年 金 保 険	—	—
	団 体 保 険	—	—
	団 体 年 金 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	967,135	986,701

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2023年度末	2024年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	22,328	22,067
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	1,865,661	1,952,982
	そ の 他 共 計	1,900,537	1,988,998
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険		735	959
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	—	—
	傷 害 特 約	—	—
	災 害 入 院 特 約	—	—
	疾 病 特 約	—	—
	成 人 病 特 約	—	—
	そ の 他 の 条 件 付 入 院 特 約	1,361	1,471

(注) 入院特約の金額は入院給付日額を表します。

(6) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区 分		保有契約年換算保険料	
		2023年度末	2024年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	986	976
	定 期 付 終 身 保 険	—	—
	定 期 保 険	53,607	47,614
	そ の 他 共 計	100,080	99,973
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	—	—
	定 期 付 養 老 保 険	—	—
	生 存 給 付 金 付 定 期 保 険	—	—
	そ の 他 共 計	—	—
生 存 保 険		—	—
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	45	64

(7) 契約者配当の状況

当社は無配当の個人保険のみの取扱いのため、該当はありません。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	6.6%	4.7%
個 人 年 金 保 険	58.3%	30.5%
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

(単位：千円)

区 分	2023年度	2024年度
新 契 約 平 均 保 険 金	1,625	1,477
保 有 契 約 平 均 保 険 金	2,132	1,883

(注)新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率（対年度始）

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	18.7%	17.2%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)転換契約は含んでいません。

(4) 解約・失効率（対年度始）

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	37.3%	11.4%
個 人 年 金 保 険	—	—
団 体 保 険	—	—

(注)解約・失効率は、（解約＋失効－復活＋減額－増額）÷年始保有で計算しています。

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約）（単位：円）

2023年度	2024年度
4,620	4,240

(注)転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

件 数 率		金 額 率	
2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
2.51‰	2.53‰	1.33‰	1.57‰

(注)1.死亡率は、死亡÷〔（年始保有＋年末保有＋死亡）÷2〕で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(7) 特約発生率（個人保険）

（単位：‰）

区 分		2023年度	2024年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
障 害 保 障 契 約	件 数	—	—
	金 額	—	—
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	6.915	5.976
	金 額	80.1	86.0
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	82.190	79.512
	金 額	593.7	796.9
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	18.606	18.459
	金 額	181.5	264.7
疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	124.821	130.992
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	8.402	2.213

(注)1.発生率は、支払÷〔（年始保障＋年末保障）÷2〕で計算しています。

2.1‰（パーミル）は、1000分の1を表します。

(8) 事業費率（対収入保険料）

2023年度	2024年度
33.7%	35.6%

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

(単位：社)

2023年度	2024年度
7 (1)	7 (1)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約を再保険に付した保険会社の数を記載しています。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2023年度	2024年度
100.0% (13.7%)	100.0% (32.6%)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2023年度	2024年度
A+以上	97.8% (13.7%)	94.2% (32.6%)
A以上 A+未満	2.2% (0.0%)	5.8% (0.0%)

(注) 1. 格付はスタンダード&プアーズ社による保険財務力格付に基づいています。なお、スタンダード&プアーズ社による保険財務力格付を取得していない場合は、Fitch社の保険会社財務格付に基づき記載しています。

2. () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約に対する支払再保険料の割合を記載しています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額 (単位：百万円)

2023年度	2024年度
1,900 (1,714)	1,834 (1,668)

(注) () 内には、第三分野保険のうち、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないこととした保険契約について金額を記載しています。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2023年度	2024年度
第三分野発生率	27.8%	29.2%
医療（疾病）	33.5%	35.8%
がん	19.9%	20.0%
介護	31.0%	35.9%
その他	10.7%	12.6%

(注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\frac{\text{【保険金・給付金等の支払額} + \text{対応する支払備金繰入額} + \text{保険金支払に係る事業費等】}}{\text{【（年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料）} \div 2 \text{】}}$$

2. (注) 1の算式中、支払備金繰入額は、保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除いています。

3. (注) 1の算式中、事業費は、損益計算書上の事業費のうち、保険金支払に係る事業経費、人件費等を計上しています。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2023年度末	2024年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	499	911
	災 害 保 険 金	—	16
	高 度 障 害 保 険 金	—	1
	満 期 保 険 金	—	—
	そ の 他	—	—
	小 計	499	928
年 金		4	1
給 付 金		2,091	2,643
解 約 返 戻 金		25,789	23,803
保 険 金 据 置 支 払 金		—	—
そ の 他 共 計		28,403	27,397

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2023年度末	2024年度末
責任準備金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一 般 勘 定)	265,927	279,988
	(特 別 勘 定)	—	—
	個 人 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	735	997
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	団 体 年 金 保 険 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	そ の 他 (一 般 勘 定)	—	—
	(特 別 勘 定)	—	—
	小 計	266,662	280,985
	(一 般 勘 定)	266,662	280,985
	(特 別 勘 定)	—	—
	危 険 準 備 金	1,662	1,920
合 計		268,325	282,906
(一 般 勘 定)		268,325	282,906
(特 別 勘 定)		—	—

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	合 計
2023年度末	239,742	26,920	—	1,662	268,325
2024年度末	255,408	25,577	—	1,920	282,906

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

①責任準備金の積立方式、積立率

		2023年度	2024年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.8%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高（契約年度別）

（単位：百万円）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
2015年度	786	1.00%
2016年度	1,849	1.00%
2017年度	26,603	0.25～1.00%
2018年度	164,995	0.25～1.00%
2019年度	7,974	0.25～1.00%
2020年度	13,001	0.25～1.00%
2021年度	24,735	0.25～1.00%
2022年度	17,696	0.25～1.00%
2023年度	13,147	0.25～1.00%
2024年度	10,194	0.25～1.00%

(注) 1. 責任準備金残高は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（危険準備金を除く）を記載しています。

2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

3. 自動更新タイプの保険については、更新年度を基準として記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数
該当ありません。

(6) 第三分野に係る責任準備金の積立てについて（法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性および妥当性）

第三分野保険は、医療制度の変化や医療技術の進歩等の影響を受けやすく、また、長寿化に伴う給付金等のお支払いの増加も想定される等、第三分野保険の発生率は変動しやすいという特性を有しています。このような第三分野保険の商品特性を踏まえ、当社では、確実な給付金等のお支払いのために、保険事故発生率の把握・分析をはじめとする保険引受リスク管理の取組みを行っています。

法令等に定める第三分野保険に係るストレステスト及び負債十分性テストについては、法令等に則り契約区分ごとに実績発生率に基づいて危険発生率を設定のうえ適切に実施しています。

その結果、ストレステストに基づく危険準備金を130百万円積み立てています。

なお、危険発生率の設定にあたっては、当社は第三分野保険に係るストレステストの対象となる商品の一部について、発売後十分な期間が経過しておらず、実績発生率の統計的な取扱いが困難であることから、法令等に則り予定発生率の算出に用いたデータを活用する等、保険数理上適切な手法を用いています。

また、保険業法第121条の定めに従い負債十分性テストを実施した結果、2024年度末において、追加責任準備金を2,163百万円積み立てています。

(7) 契約者配当準備金明細表

該当ありません。

(8) 引当金明細表

（単位：百万円）

		当期首残高	当期末残高	当期増減（△）額
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	2	4	1
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
価格変動準備金		15	17	2

(注) 計上の理由および算定方法については、貸借対照表に記載しています。

(9) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(10) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		47,599	—	—	47,599	
うち既発行株式	普 通 株 式	(4,149千株) 47,599	(— 千株) —	(— 千株) —	(4,149千株) 47,599	
	計	47,599	—	—	47,599	
資本剰余金	(資 本 準 備 金)	39,599	—	—	39,599	
	(その他資本剰余金)	—	—	—	—	
	計	39,599	—	—	39,599	

(11) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
個 人 保 険	102,001	101,758
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	49,140	44,824
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	52,861	56,934
個 人 年 金 保 険	—	—
(うち一時払)	—	—
(うち年払)	—	—
(うち半年払)	—	—
(うち月払)	—	—
団 体 保 険	—	—
団 体 年 金 保 険	—	—
そ の 他 共 計	102,001	101,758

(12) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
死 亡 保 険 金	1,793	—	—	—	—	—	1,793	1,435
災 害 保 険 金	10	—	—	—	—	—	10	—
高度障害保険金	20	—	—	—	—	—	20	—
満 期 保 険 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	251	—	—	—	—	—	251	199
合 計	2,074	—	—	—	—	—	2,074	1,634

(13) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
年 金	—	609	—	—	—	—	609	440

(14) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
死 亡 給 付 金	59	—	—	—	—	—	59	41
入 院 給 付 金	6,981	—	—	—	—	—	6,981	6,239
手 術 給 付 金	4,140	—	—	—	—	—	4,140	3,654
障 害 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
生 存 給 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,965	—	—	—	—	—	2,965	2,237
合 計	14,146	—	—	—	—	—	14,146	12,172

(15) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2024年度 合 計	2023年度 合 計
解 約 返 戻 金	41,091	—	—	—	—	—	41,091	117,338

(16) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	656	50	351	305	53.5
建 物	297	16	106	191	35.7
その他の有形固定資産	358	34	244	113	68.3
無 形 固 定 資 産	20,915	3,459	9,741	11,173	46.6
ソ フ ト ウ ェ ア	20,904	3,458	9,735	11,169	46.6
その他の無形固定資産	10	1	5	4	55.9
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	21,571	3,509	10,092	11,479	46.8

(17) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
営 業 活 動 費	19,361	20,165
営 業 管 理 費	391	787
一 般 管 理 費	14,633	15,306
合 計	34,386	36,259

(注) 一般管理費について、生命保険契約者保護機構に対する負担金のうち保護資金負担金はありません。

(18) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
国 税	184	241
消 費 税	69	120
特 別 法 人 事 業 税	72	74
印 紙 税	42	45
そ の 他 の 国 税	—	0
地 方 税	284	306
地 方 消 費 税	19	30
法 人 事 業 税	250	259
固 定 資 産 税	4	4
事 業 所 税	10	12
合 計	469	548

(19) リース取引

該当ありません。

(20) 借入金残存期間別残高

該当ありません。

4. 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

①2024年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2024年度の日本経済は、大企業を中心とした賃上げが個人消費を下支えしたものの、物価高に伴う実質賃金の伸び悩みにより、緩やかな景気回復に留まりました。海外経済は、各国において引締めの金融環境が継続する中で減速方向も、底堅い雇用・所得環境に支えられた米国がけん引し、堅調に推移しました。各国では、景気減速に伴いインフレ率が沈静化傾向で推移する中、政策金利引下げ等の金融政策の転換が見られました。

こうした経済情勢の中で、運用環境は以下のとおりでした。

〈国内金利〉

10年国債利回りは、日本銀行が政策金利の段階的な引上げを実施したことから、1.4%台まで上昇しました。

10年国債利回り	年度始	0.725%	→	年度末	1.485%
----------	-----	--------	---	-----	--------

〈国内株式〉

日経平均株価は、好調な企業業績や生成AI関連需要の拡大期待を背景に最高値を更新する局面もありましたが、米国の景気減速懸念や新政権における関税政策への不透明感から、年度末にかけて株価は下落しました。

日経平均株価	年度始	40,369円	→	年度末	35,617円
TOPIX	年度始	2,768ポイント	→	年度末	2,658ポイント

〈為替〉

円／ドルは、米国連邦準備理事会（F R B）による政策金利引下げおよび日本銀行の段階的な政策金利引上げにより、国内外の金利差が縮小したことで、変動性を伴いながらも円高・ドル安となりました。

円／ユーロは、資源・エネルギー価格の落ち着きや高金利政策による金融引締めの影響で低下したインフレ率を背景に、欧州中央銀行（E C B）が政策金利の引下げを行い、国内外の金利差が縮小したことで、円高・ユーロ安となりました。

円／ドルレート	年度始	151.41円	→	年度末	149.52円
円／ユーロレート	年度始	163.24円	→	年度末	162.08円

ロ. 当社の運用方針

資産と負債の統合管理（A L M）の枠組みのもと、生命保険の負債特性を踏まえ、安全性や公共性に配慮しつつ、主に公社債などの確定利付資産で運用を行うことにより、安定的な運用収益の確保を目指しています。

ハ. 運用実績の概況

2024年度末における一般勘定資産残高は、349,564百万円となりました。運用資産残高は、預貯金90,388百万円、公社債187,778百万円となりました。

また、資産運用収益は1,035百万円、資産運用費用は667百万円となりました。

②ポートフォリオの推移
イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	172,756	50.4	90,388	25.9
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—
有 価 証 券	111,078	32.4	187,778	53.7
公 社 債	104,525	30.5	183,480	52.5
株 式	1,453	0.4	—	—
外 国 証 券	5,099	1.5	4,297	1.2
公 社 債	5,099	1.5	4,297	1.2
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
貸 付 金	1,657	0.5	1,805	0.5
保 険 約 款 貸 付	1,657	0.5	1,805	0.5
一 般 貸 付	—	—	—	—
不 動 産	205	0.1	191	0.1
繰 延 税 金 資 産	1,443	0.4	2,209	0.6
そ の 他	55,464	16.2	67,195	19.2
貸 倒 引 当 金	△2	△0.0	△4	△0.0
合 計	342,602	100.0	349,564	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	—	—	—	—

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	△89,924	△82,367
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	10,488	76,700
公 社 債	13,390	78,955
株 式	0	△1,453
外 国 証 券	△2,902	△801
公 社 債	△2,902	△801
株 式 等	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—
貸 付 金	△298	147
保 険 約 款 貸 付	△298	147
一 般 貸 付	—	—
不 動 産	48	△13
繰 延 税 金 資 産	126	765
そ の 他	11,858	11,731
貸 倒 引 当 金	△0	△1
合 計	△67,702	6,961
う ち 外 貨 建 資 産	—	—

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2023年度	2024年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	—	0.00
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	0.61	0.20
う ち 公 社 債	0.58	0.60
う ち 株 式	1.97	△47.82
う ち 外 国 証 券	0.72	0.86
貸 付 金	2.81	2.26
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	—	—

一 般 勘 定 計	0.20	0.11
-----------	------	------

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現 預 金 ・ コ ー ル ロ ー ン	210,254	116,096
買 現 先 勘 定	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—
商 品 有 価 証 券	—	—
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	110,732	162,790
う ち 公 社 債	102,303	156,731
う ち 株 式	1,598	1,370
う ち 外 国 証 券	6,830	4,687
貸 付 金	1,813	1,765
う ち 一 般 貸 付	—	—
不 動 産	186	200
一 般 勘 定 計	366,218	335,567
う ち 海 外 投 融 資	6,830	4,687

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	723	1,035
商 品 有 価 証 券 運 用 益	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	—	—
有 価 証 券 売 却 益	—	—
有 価 証 券 償 還 益	—	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
為 替 差 益	—	—
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—	—
そ の 他 運 用 収 益	—	—
合 計	723	1,035

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
支 払 利 息	1	0
商 品 有 価 証 券 運 用 損	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	—	—
有 価 証 券 売 却 損	—	665
有 価 証 券 評 価 損	—	—
有 価 証 券 償 還 損	—	—
金 融 派 生 商 品 費 用	—	—
為 替 差 損	—	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	1
貸 付 金 償 却	—	—
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費	—	—
そ の 他 運 用 費 用	—	0
合 計	1	667

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
現 預 金 利 息	—	—
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	672	994
公 社 債 利 息	591	944
株 式 配 当 金	31	9
外 国 証 券 利 息 配 当 金	49	40
貸 付 金 利 息	51	39
不 動 産 賃 貸 料	—	—
そ の 他 共 計	723	1,035

(7) 有価証券売却益明細表

該当ありません。

(8) 有価証券売却損明細表

区 分	2023年度	2024年度
国 債 等 債 券	—	—
株 式 等	—	665
外 国 証 券	—	—
そ の 他 共 計	—	665

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	6,102	5.5	45,835	24.4
地 方 債	—	—	—	—
社 債	98,422	88.6	137,645	73.3
うち公社・公団債	3,255	2.9	7,389	3.9
株 式	1,453	1.3	—	—
外 国 証 券	5,099	4.6	4,297	2.3
公 社 債	5,099	4.6	4,297	2.3
株 式 等	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	111,078	100.0	187,778	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
2023 年度末	有 価 証 券	5,700	16,405	36,280	10,133	6,857	35,701	111,078
	国 債	—	—	—	—	—	6,102	6,102
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,900	15,802	33,583	9,133	6,857	28,145	98,422
	株 式						1,453	1,453
	外 国 証 券	800	602	2,696	1,000	—	—	5,099
	公 社 債	800	602	2,696	1,000	—	—	5,099
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
2024 年度末	有 価 証 券	4,501	89,168	31,481	17,594	11,403	33,629	187,778
	国 債	—	39,725	—	—	—	6,109	45,835
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,400	47,746	28,981	17,594	11,403	27,519	137,645
	株 式						—	—
	外 国 証 券	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	公 社 債	100	1,696	2,500	—	—	—	4,297
	株 式 等	—	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
	買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区 分	2023年度末	2024年度末
公 社 債	0.60%	0.51%
外 国 公 社 債	0.86%	0.96%

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分		2023年度末		2024年度末	
		金 額	占 率	金 額	占 率
水 産 ・ 農 林 業		—	—	—	—
鉱 業		—	—	—	—
建 設 業		—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	—	—	—	—
	織 維 製 品	—	—	—	—
	パ ル プ ・ 紙	—	—	—	—
	化 学 品	—	—	—	—
	医 薬 品	—	—	—	—
	石 油 ・ 石 炭 製 品	—	—	—	—
	ゴ ム 製 品	—	—	—	—
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	—	—	—	—
	鉄 鋼	—	—	—	—
	非 鉄 金 属 製 品	—	—	—	—
	機 械 器 具	—	—	—	—
	電 気 機 器	—	—	—	—
	輸 送 用 機 器	—	—	—	—
	精 密 機 器 品	—	—	—	—
	そ の 他 製 品	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス 業		—	—	—	—
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	—	—	—	—
	海 運 業	—	—	—	—
	空 運 業	—	—	—	—
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	—	—	—	—
	情 報 ・ 通 信 業	—	—	—	—
商 業	卸 売 業	—	—	—	—
	小 売 業	—	—	—	—
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	—	—	—	—
	証 券、商 品 先 物 取 引 業	—	—	—	—
	保 険 業	1,453	100.0	—	—
	そ の 他 金 融 業	—	—	—	—
不 動 産 業		—	—	—	—
サ ー ビ ス 業		—	—	—	—
合 計		1,453	100.0	—	—

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
保 険 約 款 貸 付	1,657	1,805
契 約 者 貸 付	1,657	1,805
保 険 料 振 替 貸 付	—	—
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	— (—)	— (—)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	— (—)	— (—)
国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	—	—
住 宅 口 ー ン	—	—
消 費 者 口 ー ン	—	—
そ の 他	—	—
合 計	1,657	1,805

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2023 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	156	69	6	14	205	90	30.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	130	51	0	40	140	287	67.1
	合 計	287	121	6	55	346	378	52.2
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—
2024 年度	土 地	—	—	—	—	—	—	—
	建 物	205	11	8	16	191	106	35.7
	リ ー ス 資 産	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 仮 勘 定	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	140	11	4	34	113	244	68.3
	合 計	346	23	13	50	305	351	53.5
	うち 賃 貸 等 不 動 産	—	—	—	—	—	—	—

(注) 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	2023年度末	2024年度末
不 動 産 残 高	205	191
営 業 用	205	191
賃 貸 用	—	—
賃 貸 用 ビ ル 保 有 数	一棟	一棟

(24) 固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
有 形 固 定 資 産	6	13
無 形 固 定 資 産	—	—
そ の 他	—	—
合 計	6	13

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

①資産別明細

イ. 外貨建資産

該当ありません。

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円)

区 分	2023年度末		2024年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—
公社債（円建外債）・その他	5,099	100.0%	4,297	100.0%
小 計	5,099	100.0%	4,297	100.0%

二. 合計

(単位：百万円)

海 外 投 融 資	5,099	100.0%	4,297	100.0%
-----------	-------	--------	-------	--------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成

(単位：百万円、%)

	区 分	外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率
2023 年度末	北 米	102	2.0	102	2.0	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,996	98.0	4,996	98.0	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	5,099	100.0	5,099	100.0	—	—	—	—
2024 年度末	北 米	100	2.3	100	2.3	—	—	—	—
	ヨ ー ロ ッ パ	4,196	97.7	4,196	97.7	—	—	—	—
	オ セ ア ニ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア ジ ア	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 南 米	—	—	—	—	—	—	—	—
	中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
	ア フ リ カ	—	—	—	—	—	—	—	—
	国 際 機 関	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	4,297	100.0	4,297	100.0	—	—	—	—

(28) 海外投融資利回り

2023年度	2024年度
0.72%	0.86%

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額・貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

該当ありません。

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外）

（単位：百万円）

区 分	2023年度末					2024年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の債券	109,528	104,718	△4,809	25	4,835	177,821	167,969	△9,852	—	9,852
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	1,694	1,550	△144	159	304	10,041	9,956	△84	—	84
公 社 債	—	—	—	—	—	9,941	9,860	△81	—	81
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
公 社 債	100	96	△3	—	3	100	96	△3	—	3
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	111,222	106,268	△4,954	185	5,139	187,863	177,925	△9,937	—	9,937
公 社 債	104,525	99,751	△4,773	25	4,799	183,562	173,691	△9,871	—	9,871
株 式	1,594	1,453	△141	159	300	—	—	—	—	—
外 国 証 券	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
公 社 債	5,102	5,063	△39	—	39	4,300	4,234	△66	—	66
株 式 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。
市場価格のない株式等および組合等は保有していません。

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報
該当ありません。

VII. 保険会社の運営

1. コーポレートガバナンス体制

基本認識

当社は、お客さま、募集代理店、社会、第一生命ホールディングスの株主、従業員などのマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス体制を構築しています。

取締役会および執行役員制度

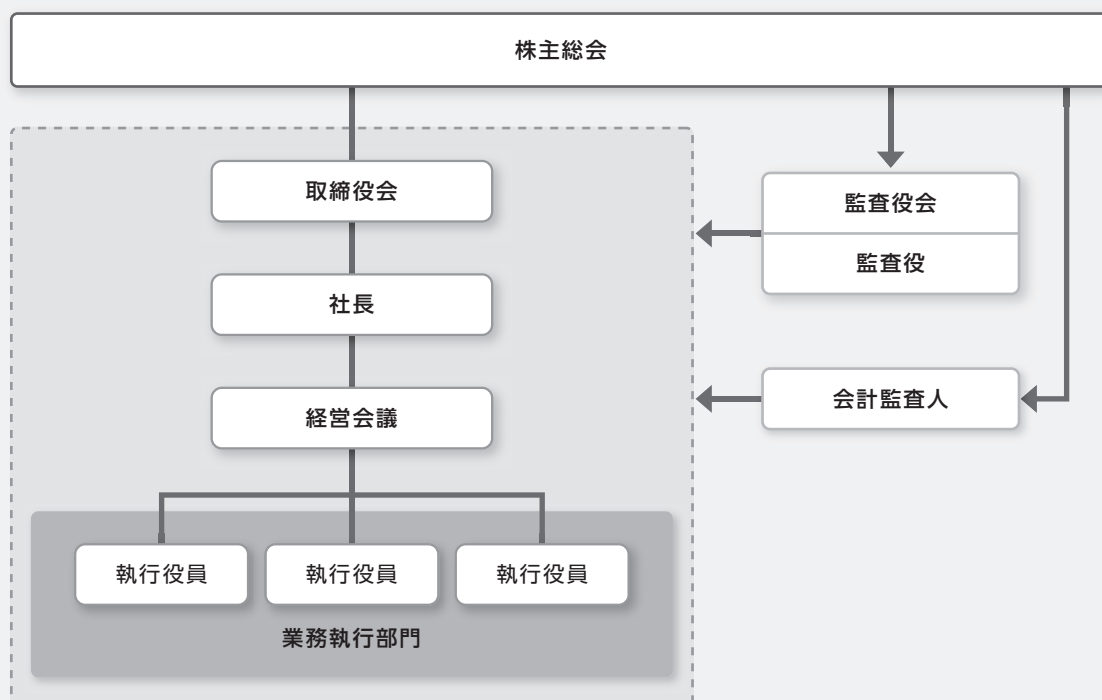
当社は、取締役会において、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、職務執行状況などの監査を実施しています。取締役会は、取締役に求められる義務を履行可能な者の中で、さまざまな知識、経験、能力を有する者により構成しています。

経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会が選任し、取締役会が定める分担に従って業務を執行します。また、社長および執行役員などで構成する経営会議を原則毎月開催し、経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。

監査役

社外監査役を含めた監査役は、取締役会などに出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務の執行の監査、ならびに当社のコンプライアンス、経営全般にわたるリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。そのため、監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を含むこととし、2025年7月1日現在監査役は4名（うち社外監査役2名）となっています。

コーポレートガバナンス体制



2. 内部統制体制

基本認識

当社は、経営基本方針の具現化に向け、内部統制態勢の整備および運営に関する基本的な事項を定めることによって、業務の適正確保および企業価値の維持と創造を図り、もって生命保険会社としての社会的責任の履行に資することを目的に、また、全役員・従業員の法令等に反した行為や法令等の主旨に照らして不適切な行為を排除し、お客さま・社会・市場等のステークホルダーの期待に沿う行動を取ることで、経営理念の実現を図ることを目的に、「内部統制基本方針」のもと、内部統制態勢の整備および運営を行っています。

●内部統制基本方針

1. 法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2. 保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3. 顧客情報、限定情報、および重要事実等の情報資産を適切に保護管理すること
4. リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5. 反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6. 企業集団としての業務の適正を確保すること
7. 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8. 内部監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

3. ERMの推進

基本認識

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を進めるエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM:Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、リスク管理の高度化を推進しています。

4. リスク管理

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについて把握・評価を行い、各リスク特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

リスク管理に関する方針・規程など

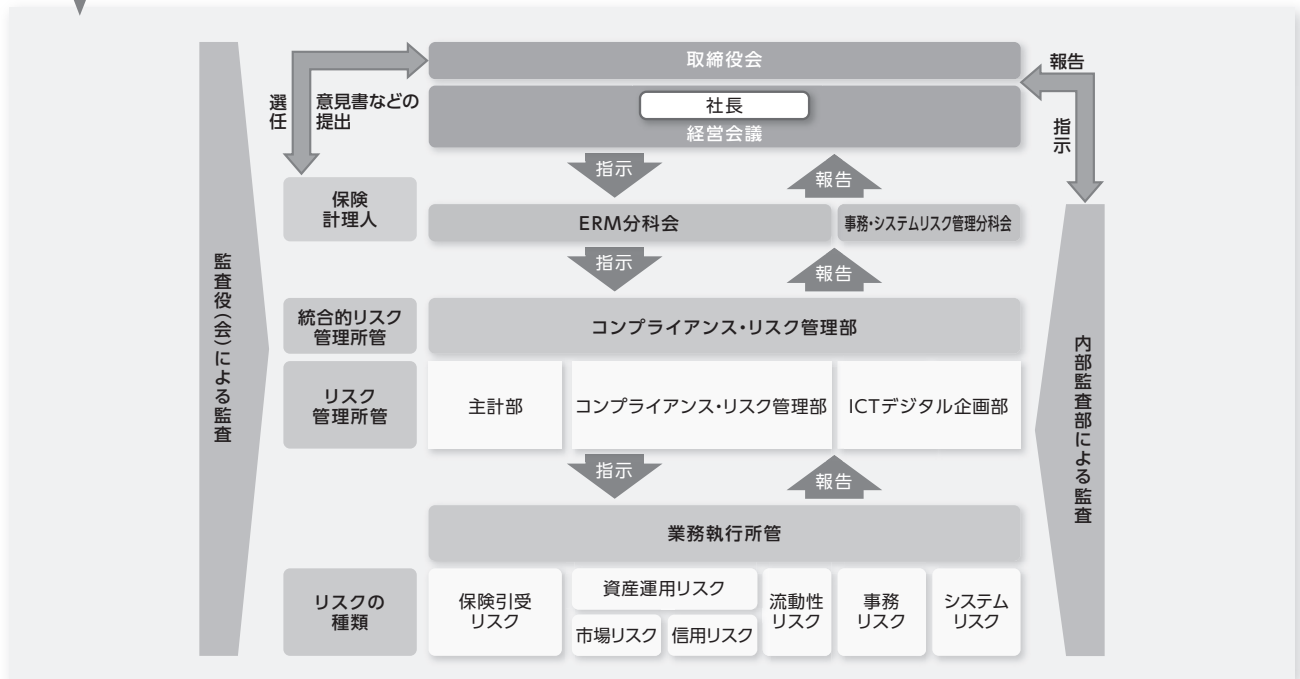
当社では、まず「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組み方針などについて定めています。この基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を「統合的リスク管理基本方針」および各リスクごとの基本方針で定め、さらに、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程などを制定しています。

リスク管理に関する組織体制

事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスクごとの基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、コンプライアンス・リスク管理部を設置し、体制の強化を図っています。また、経営会議やその下部組織であるERM分科会、事務・システムリスク管理分科会などにおいて経営層が各リスクに対する情報を共有化し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理機能の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議などに報告されています。さらに、監査役は経営層をはじめとして、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。

リスク管理に関する組織体制



統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、自己資本などと比較し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスク量を統合し、自己資本などに対比することなどにより健全性をコントロールしています。

当社では、経営会議の下部組織としてERM分科会、事務・システムリスク管理分科会を設置し、各リスクの抑制および管理体制の強化を図っています。

また、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率の設定などにおいて、リスク管理所管が保険引受リスク、資産運用リスクなどのチェックや妥当性の検証を行っています。

なお、保険引受リスクの軽減を図るために、保険契約を再保険に付す際には、再保険引受先の財務内容などを確認し選定しています。

ストレステストの実施

当社では、リスク量の計量化では捉えきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や将来の見通しなどに基つき考えられる最悪の状況を想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。

ストレステストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告されており、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

リスクの定義

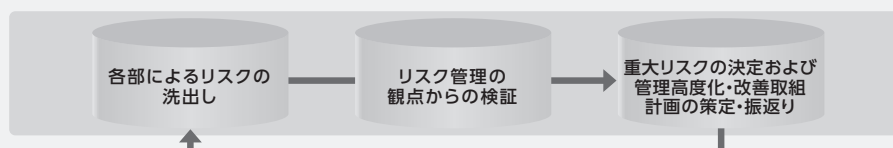
リスクの種類		内 容
保険引受リスク		「経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク」に代表されるリスクです。
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、株式などのさまざまな市場環境の変化により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。
流動性リスク		保険料収入の減少などにより資金繰りが悪化し、通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされ損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および市場の混乱などにより市場取引ができなくなるなどのリスク(市場流動性リスク)です。
事務リスク		役員および従業員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすなどにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。
システムリスク		コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動などのシステム不備、またはコンピュータの不正使用などによって、お客さまおよび会社が損失を被るリスクです。

(注) 当社では、上記リスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクおよび風評リスクについて、リスク管理を実施しています。

内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社は、統合的リスク管理の一環として、リスクを網羅的に洗い出し、その重要性和統制状況を評価したうえ改善取組を推進する活動として、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。

「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」によるリスク抑制・業務改善のサイクル



5. コンプライアンス（法令等遵守）

基本認識

当社は、法令等を遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社は、生命保険会社としての社会的責任と公共的使命を自覚し、社会およびお客さまからの揺るぎない信頼の確立と向上に向け、すべての事業運営においてコンプライアンスを推進し公正かつ透明な企業活動を行っています。

コンプライアンスに関する方針・規程など

当社は、コンプライアンスを経営の重要課題として位置付け、社会およびお客さまから信頼される企業であり続けるために、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、この中でコンプライアンスに関する基本的考え方などを規定しています。この基本方針のもと、実務上のルールとして「コンプライアンス規程」を制定し、態勢整備や推進に関する細目を定めています。

コンプライアンスに関する組織体制

当社は、コンプライアンスを全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、態勢の整備・強化を進めています。さらに、各従業員が、直接通報・相談できる窓口を社内・社外（親会社および法律事務所）に設置しています。

また、コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議の下部組織であるコンプライアンス分科会などにおいて協議し、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

コンプライアンスに関する組織体制



コンプライアンスの推進

当社では、取締役会が毎年度決定するコンプライアンス・プログラムに基づき、具体的な推進計画を策定し、コンプライアンス推進の取組みを行っています。推進計画の進捗状況は、定期的に取締役会に報告され、経営がその推進状況を把握・評価できる態勢となっています。

また、コンプライアンスの一層の浸透を図るために、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、全役員・従業員に周知徹底を図るとともに、全役員・従業員に対する定期的なコンプライアンス研修に活用するなど、知識の向上と意識の定着に努めています。さらに、保険募集に関与する代理店・募集人のために「コンプライアンスマニュアル(代理店用)」等を作成し、研修・指導に活用しています。

加えて、部門ごとの業務特性を踏まえたコンプライアンス研修の実施を通じて、徹底を図っています。

勧誘方針

当社は、「一生涯のパートナー」をブランドメッセージとする第一生命グループの一員として、お客さまにご満足いただける最適な商品・サービスの提供に努めます。

1. 法令等の遵守

- ・当社は、お客さまからの信頼にお応えしていくため、法令及び社会規範、各種ルール、社規等を遵守した適切な勧誘・提案活動を行います。

2. 適切な勧誘・提案について

- ・お客さまへの訪問・電話連絡等に当たっては、時間帯等ご都合に配慮し、お客さまのご意向に基づいた適切な勧誘活動を行います。
- ・お客さまの年齢、知識、ご家族の状況およびご加入目的等を踏まえ、お客さまに適した商品を提案いたします。
- ・商品の提案を行うに際しては、適切な資料を活用し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう努めます。
- ・ご契約内容その他契約条項にかかわる重要事項について、お客さまにご理解いただくため、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」等の説明書面・冊子をお渡しする等により説明・明示を行います。
- ・特にご高齢のお客さまに対しては、説明の内容を十分にご理解いただけるよう、より丁寧に分かりやすくご説明・対応いたします。
- ・当社と安心してお取引引きいただくため、当社従業員がお客さまから現金を直接お預かりすることはいたしません。
- ・お申込みをいただく際に「意向確認書面」にて、お申込みをされる保険商品がお客さまのニーズに合致していることについて再確認させていただき、お客さまがご意向に沿った商品にご加入いただけるよう努めます。
- ・当社従業員は、当社取扱以外の金融商品等を勧誘・紹介することはいたしません。

3. 教育について

- ・高いコンプライアンス意識の醸成と、適切な勧誘・提案が行われるための体制およびルールの整備・強化に努めます。
- ・お客さまのご期待にお応えできるよう、研修を継続的に実施し、知識・スキルを備えた従業員の育成に取組みます。

4. お客さまの声について

- ・お客さまからの様々なお問い合わせ、ご意見、ご相談には、丁寧かつ速やかに対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、その後の販売・勧誘に反映してまいります。

5. 個人情報の保護について

- ・業務上知り得たお客さまに関する情報については、当社で定めた個人情報保護方針に則り、厳格な管理の下、適切に取り扱います。

6. 情報資産保護

基本認識

当社は、お客さまの氏名・生年月日・住所などや契約内容などの個人情報、医的情報などを長期間にわたり保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

情報資産保護に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」のもとに、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)」の趣旨を踏まえ、個人情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社Webサイトで公表しています。情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」に掲載の上、全役員・従業員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護に関する組織体制

当社では、情報資産保護を全社的に推進する組織としてコンプライアンス・リスク管理部を設置しています。コンプライアンス・リスク管理部は、各部に任命配置した法令等遵守責任者、法令等遵守推進者と連携を取りながら、情報資産保護管理態勢の整備・強化を進めています。

また、全社における情報資産保護の推進状況を、経営会議・取締役会に報告する体制としています。

こうした情報資産保護管理態勢の有効性・適切性は内部監査部が検証しています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、番号法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理態勢を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な従業員教育を通じた情報取扱いルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 情報を取り扱う区域の管理、情報を取り扱う機器・電子媒体などの盗難などの防止のための対策実施
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

個人情報の開示などの請求の取扱い

お客さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求については、当社Webサイトでもご案内しています。

情報セキュリティ対策

当社では、日々進化するサイバーセキュリティリスクへの対応として、システム面においては、不正アクセスやウイルス等の検知・防御の仕組みを複数組み合わせる、多層防御の整備を推し進めるなど、新たな脅威に対する対策を随時行っています。

また「サイバーセキュリティ規程」に基づき、サイバーセキュリティ対策の強化にも取り組んでいます。高度な技術を備えた専任者を中心に構成される「CSIRT」(※)を設置し、役員・従業員を対象に攻撃を想定した対応訓練を行うなど、サイバーインシデント対応態勢の強化活動を行っています。

個人情報を管理するシステムについては極力一元管理可能な仕組みとし、お客さまの個人情報の取扱い権限を厳格に管理できる仕組みを導入しています。

(※)Computer Security Incident Response Team

個人情報保護方針

ネオファースト生命保険株式会社（以下、当社といいます）では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1. 個人情報の利用目的

- (1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供（※）、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務（※）（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。
- (2) 前号にかかわらず、番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
 - ①保険に関する取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
 - ②不動産に関する取引がある場合：不動産取引に関する支払調書作成事務
 - ③報酬・料金・契約金・賞金支払に関する取引がある場合：報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
 - ④その他上記①～③に関連する事務
- (3) これらの利用目的は、当社Webサイトおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態、個人番号等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3. 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、番号法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4. 個人情報の提供

- (1) 当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
 - ①ご本人が同意されている場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③個人情報保護法に基づき共同利用する場合
 - ④業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
 - ⑤その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合
- (2) 前号にかかわらず、当社では、番号法で認められている場合を除いて特定個人情報を外部に提供することはありません。

5. 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「経営会議」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組を行っています。

6. 保有個人データの開示、訂正、利用停止、消去等のご請求

保有個人データについて、個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止、消去等のご請求があった場合、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7. 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

お問い合わせ先

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申出については、適切に対応させていただきますので、下記窓口までお問い合わせ下さい。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

住所 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー

電話 0120-066-201（個人情報専用）

受付時間 9：00～17：00（日曜日・祝日・年末年始を除く）

※受付時間につきましては状況により変更になることがございます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。
※月曜日など休日明けは電話が混み合うことがございますので、あらかじめご了承ください。

7. 内部監査体制

基本認識

当社では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、内部監査により内部統制などの適切性、有効性を検証することとしています。有効な内部監査を実施するために内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢の整備および運営を行うこととしています。

内部監査に関する方針・規程など

当社では、「内部統制基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「内部統制基本方針」のもと、内部監査に関する基本的事項を明らかにすることにより、全役員・従業員が内部監査の重要性を認識し、内部監査に関わるすべての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定しています。また、内部監査の実施要領として「内部監査業務規程」を制定しています。

内部監査体制

当社では、監査対象組織に対し牽制機能が働く独立した組織として設置した内部監査部が、当社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性、有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

8. 反社会的勢力への対応

基本認識

当社では、「社会からの信頼と敬愛の確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応することとしています。また、保険契約をはじめとしたすべての取引等についても組織として一切の関係遮断・被害防止に努めています。

反社会的勢力への対応に関する方針・規程等

当社では「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、役員・従業員の行動原則を定めた「行動規範」において、その徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役員・従業員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。

反社会的勢力への対応体制

コンプライアンス・リスク管理部を統括所管として、日常の業務運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しています。

各所管では反社会的勢力対応責任者及び反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求等、何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、コンプライアンス・リスク管理部と連携の上、組織として適切な対応を行う態勢としています。

反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役等へ報告の上、速やかに関係遮断を図る態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況等について定期的に取り締役会等に報告する等、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

◆指定生命保険業務紛争解決機関について

- ・当社は、保険業法第105条の2に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会と金融ADRに関する手続実施基本契約を締結しております。
- ・指定生命保険業務紛争解決機関である一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、生命保険業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続等の業務を行っています。

詳細は同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/contact/index.html>

【生命保険相談所】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

電話番号: 03-3286-2648

受付時間: 9:00 ~ 17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

(注) 金融ADRとは、身の回りで起こる金融分野に関するトラブルを、裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続(裁判外紛争解決手続)です。

当社Webサイトから各種お手続き内容のご確認・お問い合わせが可能です

「マイページ」で利用可能なお手続きについてはP.12をご覧ください。



当社のお問い合わせ先フリーダイヤル一覧

【受付時間】9:00～17:00(日曜日・祝日・年末年始を除く)

※受付時間につきましては状況により変更になることがございます。詳細は当社Webサイトをご確認ください。

※月曜日など休日明けは電話が混み合うことがございますので、あらかじめご了承ください。

■ 保険のお見積り・商品に関するお問い合わせ	 0120-581-201
■ ご契約者さま 専用窓口	 0120-226-201
■ 「1年組み立て保険」ご契約者さま 専用窓口	 0120-833-337
■ 70歳以上のご契約者さま 専用窓口 (シニア専用ダイヤル)	 0120-515-201
■ その他のお問い合わせ先	 0120-312-201

※「控除証明書の再発行」「保険料払込票の発送」「クレジットカードへの再請求」「保険料支払方法変更書類の発送」「住所・電話番号の変更手続き」「給付金請求書類の発送」はご契約者さま専用窓口ダイヤルにてAIボイスボットにより、24時間受け付けております。

■ シニア専用ダイヤル

70歳以上のご契約者さまを対象としたシニア専用のフリーダイヤルを設置しております。
お客さまのご相談やご照会に対して、ゆっくりと分かりやすく丁寧な対応を行います。

■ ネオファースト生命手話リレーサービス

耳の聞こえないお客さまや聞こえにくいお客さま、発話が困難なお客さまは
ビデオ通話を使って、通訳オペレーターと手話または、筆談でお話いただけます。



会社概要 (2025年7月1日現在)

社 名：ネオファースト生命保険株式会社	代表取締役社長：上原 高志
The Neo First Life Insurance Company, Limited	設 立：1999年4月23日
本 社 所 在 地：〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1 大崎ウィズタワー	資 本 金：871億円（資本準備金395億円を含む）
Webサイト： https://neofirst.co.jp/	株 主：第一生命ホールディングス株式会社（100%）

ネオファースト生命 アニュアルレポート 2025

ネオファースト生命保険株式会社 企画総務部
(2025年7月1日作成)

ネオファースト生命では、保険業法第111条に定められた「業務および財産の状況に関する事項」とともに、お客さまに向けた当社の取組みを一冊にまとめ、「ネオファースト生命アニュアルレポート」として発行しています。掲載内容を補足する情報は、当社Webサイト(<https://neofirst.co.jp/>)で公開しています。併せてご覧ください。

ネオファースト生命

2026年4月1日より、「第一生命ホールディングス株式会社」は「株式会社第一ライフグループ」に商号を変更し、グループブランド名称を「Daiichi Life」とします。それに伴い、当社の商号を「第一ネオ生命」へと変更し、コーポレートロゴについても、以下の通り変更します。



新しいシンボルマークは「Daiichi Life」の「D」をモチーフとした「Daiichi Life Flag」と名づけ、人々の多様な「Life」を応援する「旗」をイメージしており、重なり合う色は、多様な個性を掛け合わせ新たな価値を生み出すことを表現しています。

新しいコーポレートカラーとなる青は「Daiichi Life Blue」と名づけ、海と空が出合い、どこまでも広がる水平線のように、お客さまをはじめとするステークホルダーの「人生の無限の可能性」を表し、未来をひらくことに挑戦する当社グループ自身の「無限の可能性」も表現しています。

